諮問庁:国立大学法人北海道大学

諮問日:令和3年12月9日(令和3年(独情)諮問第72号)

答申日:令和5年3月27日(令和4年度(独情)答申第71号)

事件名:特定施設開設・運営のための敷地貸付に係る公募に関する文書の一部

開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書67(以下,併せて「本件対象文書 1」という。)及び別紙の2に掲げる文書1ないし文書32(以下,併せて「本件対象文書2」といい,本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人北海道大学(以下「北海道大学」、「本学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った令和3年6月11日付け海大第1-2-5号及び同第1-2-6号による一部開示決定及び不開示決定(以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書(別紙及び資料は省略する。)

ア はじめに

本件は、特定日Dに公募公告がなされた処分庁構内における保険調剤薬局の開設・運営のための敷地貸付に関する公募型プロポーザル方式による公募(以下「本件公募」という。)について、その審査・選考の過程が不適切であった可能性があることから(資料1(特定資料A)、資料5(特定資料B))、審査請求人が当該審査・選考に係る書類一式の開示請求を行ったところ、処分庁がその大部分を不開示としたものである。

本件各処分において処分庁が対象文書を不開示とした理由は,大要, 以下の3点である。

(ア) 応募者の企業情報及び評価が、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正

当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すること

- (イ)公募審査に関する情報が、法5条3号に規定する「公にすることにより、・・・意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ…があるもの」に該当すること
- (ウ) 公募審査に関する情報が、法 5 条 4 号に規定する「公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すること

しかしながら、後述のとおり、対象文書に係る情報を不開示することには理由がない。対象文書毎の不服の理由については別紙1及び2の「不服の理由」欄を参照されたいが、本書においては、本件各処分に共通する不服理由について詳述する(これらを後述のとおり「主張①」ないし「主張⑤」と整理し、別紙でそれぞれ引用する形で「不服の理由」を記載している。)。

以下では、まず本件において対象文書に記載されている情報が公に されるべき理由・背景(開示の必要性)について述べたうえで(後 記イ)、処分庁が対象文書を不開示としたことが誤りであること (本件各処分の不開示理由が認められないこと)について詳述する (後記ウ)。

- イ 対象文書に記載されている情報(本件公募に係る情報)が公にされ るべき理由・背景(開示の必要性)
- (ア) 処分庁の公募に係る情報(特に,審査・選考の過程に係る情報) は広く公にされる必要がある

本件公募は公募型プロポーザル方式(%1)によるものであるところ,その公募審査は,恣意的な審査・選考となる可能性が高く,透明性及び公平性を確保する必要性が高い。これは,公募型プロポーザル方式の審査において,①価格点と非価格点の比率をどう決めるか,②非価格要素としてどのような指標を採用するか,③非価格要素ごとの配点をどうするか,④提案された内容をどう評価するか,という4つの段階で恣意的な審査・選考が行われるおそれが大きいためである(%2)。

特に、処分庁は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために設立された国立大学法人であって(国立大学法人法1条)、多額の税金が投入されていることから、その調達手続にはより一層の透明性及び公正性を確保することが要請される(※3)。仮に処分庁において恣意的な審査・選考が行われているとすれば、それは公費の濫用であるとともに、処分庁において不正行為や法令違反行為が行われていることを意味し、国立大学法人法にも

抵触し得るものである(同法34条の10)(※4)。

以上のような観点から、処分庁の調達手続の透明性及び公平性を 確保することは必須であり、処分庁の公募に係る情報(特に、審 査・選考の過程に係る情報)は広く公にされる必要がある。

- (※1) プロポーザル方式とは、業者からの技術提案書を審査して 特定する業者選定方式のことであり、このうち、公募型とは、 業者の参加を公示により募る方式のことである。
- (※2)特定書籍参照
- (※3) 文部科学省「国立大学法人の業務運営に関するFAQ」の Q73 (25頁) 参照
- (※4) なお、公募型プロポーザル方式を念頭においたものではないが、処分庁において契約を締結する場合には、原則として公告して申込みをさせることにより競争に付す必要があるとされている(国立大学法人北海道大学業務方法書36条、国立大学法人北海道大学会計規則26条)。また、処分庁において一般競争入札の方法による場合には、予定価格の制限の範囲内であって、かつ、価格及びその他の条件が処分庁にとって最も有利な申込みを行った者を契約の相手方とする必要があるとされている(国立大学法人北海道大学契約規程9条)。処分庁においてこのような定めがなされている趣旨に鑑みても、本件の調達手続の透明性及び公平性を確保する必要性は高い。
- (イ)本件公募に係る情報は極めて公益性の高い情報であり、公開されることが社会的に強く要請されている

とりわけ、本件公募については、以下に述べるとおり、処分庁ないしその役職員による何らかの不正な働きかけがなされたなどとの 疑惑が生じており、社会的にも強く汚職等が疑われているから、そ の情報は公にされる必要性は極めて高い。

すなわち、本件公募については、応募者がこぞって多額の寄付の 提案を行っているなかで、特定年月A、特定施設の建設・運営の提 案が決め手となり、特定事業者B傘下の特定事業者Cが事業者とし て選定されたこと、その後、令和3年3月には、突如、特定事業者 Dが追加選定されることが報道されている(資料2(特定新聞記 事)、資料3(リリース))。本件公募は、処分庁構内における保 険調剤薬局の開設・運営のための敷地貸付に関するものであるとこ ろ、特定施設の建設や多額の寄付は公募内容と全く無関係であり (資料4(公募公告))、かかる公募において、応募者がこれらの 提案を自発的に行うことは通常考え難い。そのため、本件公募にお いては、処分庁ないしその役職員から、応募者に対し、何らかの不正な働きかけが行われたこと(本件公募の審査・選考の過程に不正があったこと)が強く疑われている(資料1(特定資料A))。この点については、処分庁自身も、その内部文書において「公正な審査を妨げる行為が行われている可能性」があるとして、調査を実施しているところである(%5)。

さらに、その公募審査・選考も恣意的になされたとの疑惑が生じており、例えば、本件公募は初めから特定事業者Cを選定することを前提とした「出来レース」であったとか、特定提案が不当に高く評価された結果、薬局に関する提案において最も高得点を得たものが選考から漏れたなどとの疑惑も生じている(資料3(特定新聞記事)、資料5(特定資料B))。

これらの不正は、誠実に公募に参加した事業者を不当に害することは勿論、第三者供賄罪(刑法197条の2)に該当する可能性があるとともに(※6)、入札談合等関与行為防止法(※7)などへの違反が疑われるものであり(※8)、処分庁が国家賠償責任を負う可能性のあるものである(※9)。国立大学法人の役員及び職員は「公務に従事する職員」(公務員)とみなされるところ(国立大学法人法19条)、近年、公務員による汚職等が社会的にも広く取り沙汰されていることも踏まえれば、処分庁ないしその役職員による違法行為の有無を明らかにする社会的必要性は極めて高い。

このように、本件公募に係る情報は極めて公益性の高い情報であり、かかる観点から公開されることが社会的に強く要請される。

以下では、以上のような本件公募に係る情報の特質を踏まえ、処分庁が対象文書を不開示としたことが誤りであること(本件各処分の不開示理由が認められないこと)を法律の条文・解釈に則して明らかにする。

- (※5) 本件各処分により開示がなされた「(23) 運営事業候補者の選定について(原議書)」2枚目等
- (※6)資料1(特定資料A)においては、特定年の秋に「特定都 道府県警察特定部局、つまり○○する部署が「○○した」と いう情報がある」との指摘もなされている。
- (※7)入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札 等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律
- (※8)公正取引委員会事務総局「入札談合の防止に向けて〜独占禁止法と入札談合等関与行為防止法〜(令和2年10月版)」53,60頁
- (※9) 特定判例A(特定事件)

- ウ 処分庁が対象文書を不開示としたことが誤りであること(本件各処分の不開示理由が認められないこと)
 - (ア)本件公募の応募者の企業情報及び評価は「公にすることにより・・権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報に該当しない(法5条2号イ)

法5条2号イの「公にすることにより・・・権利, 競争上の地位 その他正当な利益を害するおそれ」がある情報とは, 法令又は社会 通念に照らし事業者が有すると考えられる利益が損なわれると認め られるものをいう。

これは、単に「通常他人に知られたくない」というだけでは足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であり(※10)、特に本件のような事業者の選定に係る法人情報を非開示とする場合については、当該情報が単にノウハウやアイデアを含むということでは足りず、法的に保護する必要性のある高度な独自性や事業活動を行う上で高い秘匿性を有する内容である必要がある(※11)。

以下では、本件公募の応募者に係る企業情報(下記 a)及び応募者の評価に係る情報(下記 b)を不開示とすることに理由がないことを述べたうえで、そもそも法人等の不正に関する情報をもって、本号イの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」が認められないこと(下記 c)を述べる。

- (※10) 特定判令B, 特定書籍B
- (※11)特定日E特定市町村A行政不服・情報公開・個人情報保護審査会答申第○号。同事例では、公募型プロポーザルの提案書には提案者のノウハウや技術的な手法等に関する情報が記載されていることを認めながらも、「事業者選定に係る法人情報は、行政運営における透明性、公平性の確保、説明責任等の観点から、特段の情報保護の必要性がない限り、開示されるべき行政上の要請があるものと考える」として、「当該情報を非開示とする場合には、情報内容が単にノウハウやアイデアを含むということだけでなく、法的に保護する必要性のある高度な独自性や事業活動を行う上で高い秘匿性を有し、開示することにより、提案者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められなければならない」として、提案書記載の情報は不開示情報に該当しないと判断されている。
- a 本件公募の応募者に係る企業情報が開示されたとしても、応募者の「権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されることはない(主張①)

処分庁は、対象文書中に、(1)「募集要項受領者、応募者、 二次審査対象者」が記載されており、当該情報を公にすること で企業名が明らかとなってしまうことや、(2)「応募者の経 営理念、財務基盤、社会性、ガバナンス、保険調剤薬局運営計 画等について記載された応募書類」は当該企業の詳細な業務内 容等に係る機微な情報であるとともに、当該応募者の営業戦略 やノウハウ等であり、通常競合他社に知られたくない秘匿すべ き情報であることから、公にすることにより、応募者の「権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるとする (※12)。

しかし、上記(1)及び(2)は、本件公募の応募者自身に係る情報であるところ、これらの情報については、既に公となっている情報や概括的な情報などが多数含まれているはずであり、これが公にされたとしても、当該応募者の利益が損なわれることはない(※13)。また、上記の「保険調剤薬局運営計画」に係る情報についていえば、当該公募に係る事業固有の条件(例えば、処分庁構内の敷地の場所や面積等)に基づき作成されたものであり、今後同様の事業において、同業他社に模倣されるとは認められず、これが公になったからといって、当該応募者の利益が害されることはない(※14)。

もとより、上記(2)については、「当該応募者の営業戦略や ノウハウ等であること」が理由とされているが、上述のとおり、 法5条2号イを理由として不開示とするには、当該情報が単に ノウハウやアイデアを含むということでは足りず、高度な独自 性や高い秘匿性を有する内容である必要がある。すなわち、上 記(2)については、不開示決定通知書上において、不開示理 由が存在しないことを自認しているに等しい。

いずれにしても,本件公募の応募者に係る情報が開示されたと しても,応募者の「権利,競争上の地位その他正当な利益」が 害されることはない。

- (※12) (1) について法人文書開示決定通知書4頁の「c」から始まる段落を, (2) について法人文書不開示決定通知書2頁の「(2)」から始まる段落を参照
- (※13)特例判例C,特定判例D。同事例においては、開発業者の年商額や資金計画書の概要、収支計画及び事業費内訳書、決算報告書について非公開とされたが、年商額や決算報告書は容易に入手可能であり、開示によって損なわれる利益は小さいし、資金計画の概要、収支計画及び事業費内訳書も概括

的なもので開示によって損なわれる利益は小さいのに対し住 民においては開示を求める強い利益を持っているとして、非 公開とすることは認められなかった。

(※14)特定日F特定都道府県A情報公開審査会答申第○号においても、「対象公文書に記載された情報は、場所、面積など本事業固有の条件に基づき作成されたプロポーザル審査のための仮定の数値・情報であることから、今後同様の事業において、直ちに同業他社に模倣されるとは認められない。」と判断されている。

また、特定年B特定市町村B情報公開・個人情報保護審査会答申情第○号も同様の判断がなされている。すなわち、同事例においては、特定委託事業者がプロポーザル募集において提出された技術提案書について、「技術提案書は、実施機関が作成した説明書に基づき作成すること」とされており、「技術提案書第○号様式の内容が公にされても、他の設計業者によりそのまま他の異なる教育内容や施設に転用されるおそれがあるとは認められない」と判断されている。

b 本件公募の応募者の評価に係る情報が開示されたとしても応募 者の「権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されることは ない(主張②)

処分庁は、対象文書中に、(1)「各応募者の得点、順位、合否に係る情報」が記載されており、公にすることにより、当該企業の業務運営全体に対する評価が明らかとなることや、(2)「採点表・・・は各応募者について、評価項目ごとに得点が記載されているため、公にすることにより、当該応募者の業務運営全体に対する評価が明らか」となることを理由に、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるとする(※15)。

しかし、上記(1)及び(2)の評価は、いずれも本件公募に関しての評価にすぎず、当該応募者の法人として事業活動の優劣を判断したものではないから、当該法人の利益を害することなど通常考えられない。また、万が一、本件公募に関連する分野について顧客が上記の評価を参考にしたために当該応募者の利益が害されることがあるとしても、それは当該分野における各事業者の能力格差に起因するものである。これは、当該応募者として甘受すべきものであるから、そのことをもって応募者の「権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されることにはならない(※16)。

いずれにしても、本件公募の応募者の評価に係る情報が開示されたとしても、応募者の「権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されることはない。

- (※15) (1) について法人文書開示決定通知書4頁の「c」から始まる段落を, (2) について法人文書不開示決定通知書2頁の「(3)」から始まる段落を参照
- (※16)特定判例E「○事件」。同事例においても、プロポーザル参加業者の企画書の評価に関する記載について、本文記載の判断がなされている。
- c 法人等の不正に関する情報をもって、本号イの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」は認められない(主張3)

本号イに該当するためには、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」が認められる必要があるところ、文言上、「正当な」は「利益」にのみかかっているが、解釈上は、「利益」のみならず、法人等の「権利」や「競争上の地位」も正当なものでなければならないとされている(※17)。

したがって、仮に上述のように本件公募に関し汚職等の事実が認められ、対象文書中に法人等の不正に関する情報が含まれているとすれば、当該不正に関与した法人等の「権利」「競争上の地位」「利益」は「正当」なものとはいえないから、本号を理由に不開示とすることは認められない。

(※17) 特定書籍B

(イ)本件公募の審査・選考に係る情報は「意思決定の中立性が不当に 損なわれるおそれ」がある情報に該当しない(法5条3号)(主張 ④)

処分庁は、本件公募の審査・選考に係る情報の大部分について、「現在なお、運営事業者決定の過程であること」や、「公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるなどとして、法5条3号に該当するとしているが、誤りである。

すなわち、法 5 条 3 号の定める「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、意思形成過程情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味し、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される(※ 18)。

この点,本件公募に係る情報は、上記イのとおり、汚職等の疑いにも関連する極めて公益性の高い情報であり、当該情報を公にする

ことにより得られる利益は極めて大きい。すなわち、本件公募は、処分庁ないしその役職員あるいは応募者による不正が強く疑われる事案であるところ、かかる疑念の真偽を確認するという意味において、本件公募の審査・選考の過程に係る情報を公にすることには社会的に重要な意義がある。特に、本件公募の審査基準や評価項目に関する情報(※19)については、本件公募の審査・選考が恣意的に行われていないことを端的に示す情報であるから、これらの情報が開示されることは不可欠である。

また、特定年月B以降には、処分庁自らが「選考過程に疑義が生じた」として、外部の弁護士からなる第三者委員会を設置して本件公募の審査に関する調査を実施している。この調査の結果について記載された報告書などの情報(※20)は、いうまでもなく、汚職等の不正の有無を示す核たる情報であって、これを公にする公益上の必要性は極めて高い。

他方で、本件公募の一次審査及び二次審査は終了しており、その 実質的な意思決定は既に完了している。そのため、これらの審査に 関する情報が公開されたとしても処分庁の意思決定に何ら影響が生 じるおそれはない($\stackrel{*}{\times} 21$)。かかる意味において、対象文書を不 開示にすることにより得られる利益はない。

したがって、本件公募の審査・選考に係る情報について、意思形成過程情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ないものが含まれているとは認められず、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(法5条3号)がある情報には該当しない。

(※18) 特定書籍B

- (※19) 例えば、法人文書開示決定通知書の(f)や(i),(x)等
- (※20) 例えば、法人文書開示決定通知書の(ai)や(ak),(al), (am), (aq), (ar), (as)等(※21)特定書籍B,特定書籍C
- (ウ)本件公募の審査・選考に係る情報は「事務又は事業の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれ」のある情報に該当しない(法5条4号) (主張⑤)

処分庁は、本件公募の審査・選考に係る情報の大部分について、「本学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるなどとして、法5条4号に該当するとしているが、これも上記(イ)と同様に、誤りである。

すなわち、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

(法5条4号)については、行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、当該事務または事業が、根拠規定や趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益衡量をした上で「適正な遂行」といえることが求められる(※22)。また、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度についても、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される(※23)。

この点,本件公募に係る情報が汚職に係る極めて公益性の高い情報であり,当該情報を公にすることにより得られる利益が大きい一方,対象文書を不開示にすることにより得られる利益はないことについては,上記(イ)で詳述したとおりである。すなわち,本件においては,処分庁が実施した本件公募に不正がある疑いがあり,当該公募自体が上記の「事務又は事業の適正な遂行」に該当しない可能性が強く疑われるうえ,仮にこの点を措くとしても,当該公募に係る情報を開示する公益上の必要性が極めて高い一方,仮に当該情報を開示したとしても,処分庁には何ら具体的な「支障」は生じないし,そのような支障が生じる「おそれ」も存在しない。

したがって、本件公募の審査・選考に係る情報は「事務又は事業 の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(法 5 条 4 号)のある情報に 該当しない。

(※22) 特定書籍B

(※23) 特定書籍D

工 結論

以上のとおり、本件処分は、法5条に違反する違法なものであるから、審査請求人は、上記「第2の1 審査請求の趣旨」記載のとおり、本件各処分を取り消し、対象文書を開示する旨の裁決を求める。

(2) 意見書(資料及びURLは省略する。)

ア はじめに

審査請求人は、諮問庁の令和3年6月11日付け法人文書開示決定通知書(海大第1-2-5号)(以下、第2の2(2)において「本件一部開示決定」という。)及び同日付け法人文書不開示決定通知書(海大第1-2-6号)(以下、第2の2(2)において「本件不開示決定」という。)に関し、審査請求書別紙1において記載した箇所及び2において記載した文書(以下、第2の2(2)において「対象文書」という。)について、諮問庁が対象文書を不開示としたことが誤りであること(不開示理由が認められないこと)を詳述した。

これに対し、諮問庁は、貴審査会に提出した理由説明書において原

処分が維持されるべき理由を主張するが、いずれの主張にも全く根拠がなく、さらには過去の裁判例や答申に反するものも含まれている。

以下では、この点について簡潔に指摘するとともに(下記のイ), 特に本件において開示される必要の高い法人文書について、当該文 書が開示されるべき理由を述べる(下記のウ)。

- イ 諮問庁のいずれの主張にも全く根拠がないこと
 - (ア) 主張①に対する諮問庁の主張が誤りであること
 - a 諮問庁は、審査請求人の主張①(応募者の企業情報が法人等情報に当たらないこと)に対して、「既に公になっている情報や概括的な情報の部分のみを開示したとしても、本件公募に応募した事実及びその合否が明らかになるところであり、この場合、選定されなかった当該企業の、本件公募案件の評価に留まらず、当該企業全体に関する評価及び他の関連業務遂行能力等に関する評価までも低下させる蓋然性が相当程度認められる」として、これらの情報が法5条2号イの法人等情報に当たると主張する。

しかしながら、本件公募における評価はあくまで本件公募の企画に対する評価として理解されるにすぎないため、当該公募に応募した事実やその合否が公開されたとしても、当該企業全体に関する評価及び他の関連業務遂行能力等を損なうことはない(この点については後記(イ)において詳述する。)。とりわけ、二次審査に進んだ四社及びその選定結果については、すでに特定新聞(資料 2)その他の媒体でこれらの事実が公表されており、これらの企業に関する上記情報を不開示とする理由とはならない。

b また,諮問庁は,不開示とした企業情報は「当該企業の営業戦略やノウハウ等であるとともに,当該企業の詳細な業務内容等に係る機微な情報であり,通常競合他社に知られたくない秘匿すべき情報である。もしこれらの情報が開示された場合,当該企業と諮問庁との信頼関係が損なわれるとともに,当該企業の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明らか」であるなどとも主張する。

しかしながら、仮に対象文書内に「業務内容等に係る機微な情報」が含まれていたとしても、それら全てを不開示とすることなど認められない。すなわち、本件のような事業者選定に係る法人情報を不開示とするには、当該情報が単にノウハウやアイデアを含むということでは足りず、法的に保護する必要性のある高度な独自性や事業活動を行う上で高い秘匿性を有する必要

があるとされている(審査請求書 $6\sim7$ 頁)。本件において不開示とされた対象文書の中には上記の要件に該当しない情報が多数含まれており(例えば、二次審査において各企業が提案した建物の構造・間取りや賃料、寄付の内容・金額などの情報は、高度の独自性が発揮される性質のものではないし、事業活動を行う上での高い秘匿性を有するものでもない。)、かかる情報が法5条2号70法人等情報に当たることはない。

他方で、諮問庁は「業務内容等に係る機微な情報であり、通常 競合他社に知られたくない秘匿すべき情報である」という以上 に何ら具体的な主張・立証を行っていない。法人等情報への該 当性が認められるためには、行政庁側において当該法人等の利 益が損なわれることを具体的に主張・立証する必要があるとこ ろ(※1)、諮問庁が何ら具体的な主張・立証を行っていない にもかかわらず、法人等情報該当性が認められることなどあり 得ない。

- (※1) この点については、特例判例Fにおいて「上告人 [代理人注:処分庁]において、 [略] 判断を可能とする程度に具体的な事実を主張、立証しない限り、本件文書の公開による前記のようなおそれがあると断ずることはできない筋合いである」として、法人等情報該当性が否定されているとおりである。
- (イ) 主張②に対する諮問庁の主張が誤りであること
 - a 諮問庁は、審査請求人の主張②(応募者の評価に関する情報が 法人等情報に当たらないこと)に対して、本件公募の「評価が公 になった場合、本件公募に応募し、候補者として選定されなかっ た当該企業の、本件公募案件の評価に留まらず、当該企業全体に 対する評価及び他の関連業務遂行能力等に関する評価までも低下 させる蓋然性は相当程度認められるものである」などと主張する が、かかる主張は明らかに過去の裁判例や答申に反するものであ る。

本件公募における評価についても,例えば本件公募の二次審査の採点表(本件一部開示決定の(22)の法人文書)においては,「「北海道大学構内における保険調剤薬局開設・運営のための敷地貸付」二次審査採点表」と題したうえで,「I 保険調剤薬局に係る評価」「II 本学使用スペースに係る評価」「III 自由提案等に対する評価」が記載されているから,上記裁判例や答申の事例と同じくこれらの評価が本件公募の提案に限ったものであることは明らかである。かかる評価に基づき企業全体に対する評価や関連業務遂行能力等に関する評価までもが低下するとの諮問庁の主張には全く理由がなく,過去の裁判例や答申にも反するものである。

- (※2) 同裁判例の該当箇所を引用すると以下のとおりである。「上記評価 [代理人注:公募型プロポーザルにおける評価] は当該企画に関しての評価にすぎず、当該事業者の法人事業者としての優劣を判断したものではないし、仮に、当該企画に関連する分野について、他の顧客がこの評価を参考にすることがあったとしてもそれはもともと当該分野における当該事業者の能力格差に由来するものであるから、当該事業者としては甘受すべきものであり、そのことをもって事業者の競争上の地位その他正当な利益が損なわれる場合に該当するものとはいえない。」
- (※3) 同答申の該当箇所を引用すると以下のとおりである。 「本件評価点が記載された表の様式は開示されており, それを見れば,本件評価点が提案業者の法人としての全 体的な能力評価を行ったものではなく,各業者から提出 された提案内容に限っての評価であることは明自である ため,本件評価点を公にすることの影響が提案業者の今 後の事業活動全般に及ぶとは考え難い」「全国の地方公 共団体が電子入札システムに関する同種の業務を発注し ているが実際に受注した業者は様々であって,実施機関 の行った評価が各地方公共団体の行った評価の一つにす ぎないことは明らかであることから,実施機関が主張す るようにし本件評価点が提案業者の絶対的な能力評価と みなされるとは考えられない」。
- b また、仮にこの点を措くとしても、本件と同様の公募型プロポーザルは全国に所在する各大学で日々実施され、様々な業者が選定されているため、1つのプロポーザルにおける評価をもって、選定された企業や落選した企業に対する全体的な評価

が上下するなどということは通常考えられない。特に、本件公募の二次審査に進んだ企業(四社)については、いずれも年間の売上高が〇円以上の〇〇企業であって(資料2(特定新聞))、その事業規模からみて、一公募に対する評価によって企業全体の評価に影響を及ぼすことなどあり得ない。

もとより、諮問庁の不開示理由は、「候補者として選定されなかった・・企業」の評価に関するものであり、二次審査を 通過した二社については当てはまらない。両社については、本 件公募に対する提案内容が高く評価されているのであるから、 これを開示したとしても評価が低下することなどなく、諮問庁 の主張を前提としても、不開示理由は認められない。

- c なお, 諮問庁は「評価の低下があったとしても, それは当該企業の「応募者として甘受すべきもの」とする審査請求人の説明はまったく当を得ない」などとも述べるが, これも明らかに過去の裁判例や答申の理解に反している。過去の裁判例や答申においては, 公募型プロポーザルにおける提案内容に対する評価が公表されることは参加者として当然に甘受すべきものであって, 事業者の利益を不当に損なうものではない旨の判断がなされている(※4及び※5)。諮問庁の主張こそ全く当を得ないものである。
 - (※4) 例えば、前掲特定判例Eにおいて、「仮に、当該企画に関連する分野について、他の顧客がこの評価を参考にすることがあったとしても、それはもともと当該分野における当該事業者の能力格差に由来するものであるから、当該事業者としては甘受すべきものであり、そのことをもって事業者の競争上の地位その他正当な利益が損なわれる場合に該当するものとはいえない。」と判示されている。
 - (※5) 前掲特定日G特定都道府県B情報公開・個人情報保護審査会答申○号においても、「そもそも、実施機関には受託業者の選定過程の透明性が求められるのであって、提案業者は、実施機関に対して受注を求めて提案する以上、提案がどのような評価を受けたかが明らかにされることはある程度受忍すべきであると考えられる。」とされている。
- (ウ) 主張③に対する諮問庁の主張が誤りであること

諮問庁は、審査請求人の主張③(法人等の不正に関する情報が法 人等情報に当たらないこと)に対して、「不正を疑う報道があった こと,諮問庁においても本件公募に関し不審な点があったことから 調査を行ったことは事実である」としつつ,「調査の結果,不正が なかったことが明らかになった」ことを理由に法 5 条 2 号イの法人 等情報に該当すると主張する。

しかしながら、これは不正行為を行った疑惑のある諮問庁自らが調査した結果を述べているにすぎず、仮に当該調査において不正がなかったとの結果が得られているとしても、その内容の是非は不明であるから、実際に不正がなかったかは明らかではない。諮問庁は、特定事業者Cの特定提案について、「その時点で既に一般公表されていた本学の関係資料等により、特定施設の確保が課題となっていることを認識し、同社の判断で行った」などと主張するが、一企業が何の見返りもなく上記のような提案を行うことは考え難く、かかる行為自体が不正行為に当たる可能性もあるのであって、諮問庁が「不正がなかった」などと断言することはできない(近時、特定病院においても、薬剤を多数発注する見返りに寄付金として現金を提供させたとして、同大学の元〇〇が第三者供賄罪で起訴されているところである(資料6(〇〇事件記事))。

すなわち、上記調査にもかかわらず、諮問庁において本件公募に 関し不正があった可能性は否定できないのであるから、当該不正に 関与した法人等に、法 5 条 2 号イの「権利、競争上の地位その他正 当な利益を害するおそれ」は認められない。

- (エ) 主張④に対する諮問庁の主張が誤りであること
 - a 諮問庁は、審査請求人の主張④(本件公募の審査・選考に係る情報が意思形成過程情報に当たらないこと)に対して、(i)「調査の結果、不正行為は確認されなかった」ため開示の必要性が認められず、(ii)「現在、保険調剤薬開設・運営のための敷地貸付に係る運営事業候補者が2者選定されたところではあるが、今後、諮問庁の最終審査を経た上で運営事業者を決定するものであり、実質的な意思決定が終了した状況ではないことから、原処分において不開示とした部分を開示することにより、開示された情報をもとに競合他社等、外部からの干渉、圧力等により諮問庁の意思決定の中立性が損なわれる蓋然性が相当程度認められる」として、法5条3号の意思形成過程情報に該当すると主張する。

しかしながら、(i)については、上記のとおり本件公募に関し不正があった可能性を否定できず、対象文書を公にすることについては、依然として高い公益上の必要性が認められる。また、(ii)については、そもそも競業他者等が開示された情報をもとに干渉・圧力等をかける動機など存在しないし、そのよ

うな機会も存在しない(※ 6)。仮に百歩譲って何らかの干渉・圧力等がかかる可能性があるとしても、委員の名前を非開示とするなどの措置により容易に当該おそれを排除することが可能であり(※ 7及び※ 8)、いずれにしても、諮問庁の主張する理由は法 5 条 3 号の意思形成過程情報への該当性を基礎付けるものではない。

- (※6)本件公募においては既に二次審査が終了しており、現時点において干渉・圧力等がかかるおそれはない。仮に本件公募に対して干渉・圧力等をかけるとすれば、本件公募の二次審査に通過した二社であるが、その二社についても、不当な干渉・圧力等をかけたことが発覚すれば本件公募の参加資格を失うこととなるため、そのような行為に及ぶことはおよそ想定できない(本件公募の募集要項の13(2)④(6頁)参照)。
- (※7) 例えば、特定日H特定市町村C情報公開審査答申○号において、「選考委員個人の見解、選定対象法人に対する評価等が公になり、選考委員に対する外部からの不当な干渉や圧力等により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ」る可能性があるとの行政庁の主張について、「本件議事録における選考委員の個々の発言箇所については「委員」としか記載されておらず、発言者の氏名が明らかにされてないことまた、選考委員の発言内容から選考委員が特定されるおそれがあるか見分したところ、そのような情報は見当たらなかったことから、「中略」実施機関の主張は、具体性を欠くものであり、情報公開の公益性との比較において、開示による支障が看過し得ない程度に重大であるとまでは認められない」と判断されている。
- (※8) また、特定日 I 特定都道府県 C 情報公開・個人情報保護審査会答申○号においても、「委員の中には、以前からアドバイスをしていただいていた関係から、過去に誹謗中傷されたという事実があり、率直な意見の交換が損なわれるおそれが極めて高い」との行政庁の主張について、「どの委員が具体的にどのような発言をしたか判別できるようには記載されておらず、[中略]率直な意見の交換が損なわれるという実施機関の主張に首肯することはできない。」と判断されている。
- b また、諮問庁は、「運営事業者が決定された後においても、当

該情報を開示することにより,類似の審議,検討等に係る意思決定を妨げることとなる蓋然性が高いことから,同号に規定する不開示情報に該当する」とも主張する。

しかしながら、法5条3号の意思形成過程情報への該当性において考慮されるべき「類似の審議・検討等」は、同種でありかつ直近に反復継続されるようなものでなければならないものと解されている(※9)。敷地内薬局の公募は、1つの病院において繰り返し実施される性質のものではなく、諮問庁において本件公募と類似の公募が直近で実施されることはないから(※10)、「類似の審議・検討等」に該当することなどあり得ない。この点においても諮問庁の主張には誤りがある。

また、仮に「類似の審議、検討等」の機会があるとしても、上記(ウ)と同様に、委員の名前を非開示とするなどの措置により容易に不当な干渉等を防止することができるため、いずれにせよ諮問庁の主張は失当である。

(※9) 特定書籍E

(※10)本件公募に係る賃貸借契約の貸付期間は原則○年, 最長で○年であるため、少なくとも本件公募と同じ内容 の公募は向こう○年なされる予定はない。

(オ) 主張⑤に対する諮問庁の主張が誤りであること

諮問庁は審査請求人の主張⑤ (本件公募の審査・選考に係る情報が行政運営情報に当たらないこと)のうち、本件公募の調査に係る情報についての反論として、「調査理由、調査方法、調査内容、調査結果等が明らかになると、調査手法や判断基準を推測することが可能となり、調査対象者が種々の対策を講じることが可能となること、外部からの不当な干渉、圧力等が生じるおそれがあること、調査を行った、又は調査に協力した第三者及び諮問庁の役職員に対する非難や責任追及が生じること等により、類似の調査、審議を行うことが難しくなる」などとして、法5条4号の行政運営情報に該当すると主張する。

しかしながら、そもそも捜査機関や監督官庁とは異なり、諮問庁における不正の調査方法や判断基準については、一般企業における不正調査と同様のものであると考えられ(※11)、調査対象者においても容易に予測の付くものであるから、かかる情報の開示の有無により種々の対策が講じられる可能性が特段高まるものではない(他方で、かかる情報が開示されるべき必要性は極めて高い。)。

また,外部からの不当な干渉等が生じるおそれについても極めて 抽象的なものにとどまっており,具体的なおそれが存しないことを 自認しているに等しい。適正な調査がなされる限り、調査を行った 又は協力した第三者等に対する非難や責任追及がなされる可能性な ど考えられないが、仮にそのようなおそれがあるとしても、当該第 三者等の個人を識別できる箇所を不開示とすれば当該おそれは排除 でき、調査に係る情報全体を不開示とする理由にはなり得ない(※ 12)。したがって、本件公募の審査・選考に係る情報が法5条4 号の行政運営情報に当たるとの諮問庁の主張は誤りである。

- (※11) 一般企業における不正に関する調査方法については、例えば特定団体が作成している特定ガイドラインにおいて公表されており、処分庁における調査も概ねこれに従ったものであると予想することができる(例えば、関係者に対するヒアリングや書証の検証など。)
- (※12) 前掲特定日 I 特定都道府県 C 情報公開・個人情報保護審 査会答申○号等
- (カ) その他の諮問庁の主張も失当であること
 - a 法5条4号トに関する主張について

諮問庁は、本件一部開示決定のうち、(07),(08), (21)及び(22)の法人文書(本件公募の一次審査・二次審査における審査基準と採点表)について,(i)「本件公募を実施するにあたっては、本件開示決定において開示した,公募公告及び募集要項により調達手続について明確に示している。また、原処分において開示した情報からも明らかなように、諮問庁は本件公募に関し不審な点があったこと,また、2度にわたり調査を実施したことを公にしている」一方で,(ii)「具体的な審査手法並びに審査及び審議経緯については、不開示理由に示しているとおり、応募者間の不当な争いや、競合他社による妨害・介入のおそれがある」として、法5条4号トに定める「企業経営上の正当な利益を害するおそれ」があると主張する。

しかしながら, (i) については,公募公告及び募集要項において調達手続を明確にしたり,調査を実施した事実を公にしているとしても,諮問庁において不正が行われていた(あるいは,行われていなかった)事実については全く明らかにならない。国立大学法人という公共性の高い法人である諮問庁において不正の嫌疑が生じている以上,当該不正が存しないこと(本件公募の審査・選考が恣意的に行われていないこと)を示す本件公募の審査基準や評価項目に関する情報の開示は必須である。

また, (ii) についても, 上記イ(エ)及び(オ)において述

べたとおり、極めて抽象的なおそれを主張するのみであり失当である。むしろ、二次審査まで終了し、直近において類似の公募がなされることが想定されない本件公募において、具体的にどのようななおそれがあるのか不明である。終了した審査について応募者間で争いが生じることなど考えられないし、仮に諮問庁において類似の公募が今後実施されるとしても、具体的な審査手法や審議経緯等が明らかとなれば、むしろ、諮問庁の求める条件やポイントに沿ったより良い提案が期待できるのであって、諮問庁の利益が損なわれるおそれは全くない(※13)。したがって、上記情報を開示したとしても、法5条4号トに定める「企業経営上の正当な利益を害するおそれ」は認められない。

(※13) この点については、貴審査会の平成28年3月16 日答申76号において、公募型プロポーザルの必須要件 及び加点評価の評価方法に係る審議、検討又は協議に関 する情報について「新たに特定年度Bに実施される調達 の審査基準が同25年度(今回)と全く同一になるとは 考えにくく, さらに, 当該不開示部分に記載されている 内容は、公募する事業・業務について機構が求める条件 やより高く評価するポイント等を具体的に示すものであ って、これを明らかにすることにより、これら条件やポ イントに沿ったより良い提案が期待できることはあって も,これを基に,諮問庁が主張するような,形式的な提 案がされたり、自由・独自の発想・工夫がされなくなっ たりして,民間事業者の創意工夫した提案が評価に反映 されにくくなり、機構が今後行う事業者公募の事務又は 事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生ずることは 想定し難い。」として、法5条3号及び第4号への該当 性が否定されているとおりである。

b 法5条2号イに関する主張について

諮問庁は、審査や調査の過程において相談を行った第三者の氏名について「本件公募に関しては、新聞や雑誌の報道により、不正疑惑が報じられたところであり、諮問庁による調査の結果、本件公募に関し不正は確認されなかったところではあるが、当該第三者が、不正疑惑が報じられた本件公募に関与したことが明らかになると、いわれのない誹謗中傷や嫌がらせを受ける蓋然性が高」いため、この氏名は法人等情報(法 5 条 2 号イの「個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ

があるもの」) に当たると述べる。

しかしながら、仮に諮問庁が実施した本件公募において不正が存在せず、又は当該第三者が不正に関与していないことが明らかになれば、そもそも当該第三者がいわれのない誹謗中傷や嫌がらせを受ける蓋然性などない。

他方で、仮に当該第三者が不正に関与していたのであれば、法 5条2号イの「正当な利益」などないし、社会的に批判を受け ることは当然に受忍すべきことであるから、これをもって法人 等情報に当たるということはできない。したがって、いずれに してもかかる情報は法人等情報に当たらないため、処分庁の主 張は失当である。

c 個人を識別できない形とすることで不開示事由が認められなく なること

諮問庁は、本件不開示決定のうち、(17)、(18)、(26)、(27)及び(28)の法人文書について、個人に関する情報を視認できない形にしたとしても、なおその他の部分の情報が「同条3号(審議・検討等情報)及び同条4号柱書き(事務又は事業に関する情報)に該当する」とすると主張する。しかしながら、上記イ(エ)及び(オ)のとおり、上記情報が同条3号(審議・検討等情報)及び同条4号柱書き(事務又は事業に関する情報)に該当しないことは明らかであるから、かかる主張は失当である。

ウ 本件において特に開示される必要性の高い法人文書について

審査請求書4~6頁において詳述したとおり、本件公募においては 不正な行為が行われたことが強く疑われているところ、当該不正に 係る事実の存否を明らかにするべく、少なくとも下記の法人文書に ついては、開示される強い必要性が認められる。

以下,本件において特に開示される必要性の高い法人文書について, 具体的な文書番号とともに,その理由を改めて整理する。

(ア)本件公募の二次審査の採点に係る情報(本件一部開示決定の(2 2)及び本件不開示決定の(6)の法人文書)

まず、二次審査の採点に係る情報(本件一部開示決定の(22)及び本件不開示決定の(6)の法人文書)については、本件公募における不正の有無を判断するうえで不可欠の情報であるため開示が必須である。すなわち、本件公募においては、審査・選考が恣意的になされたとの疑惑が生じているところ(※14)、本件公募の二次審査の採点に係る情報は、当該審査・選考が恣意的になされたかどうかを端的に示すものであるからである。

例えば、本件一部開示決定の(22)の法人文書(採点表)についていえば、同文書中に「Ⅲ 自由提案等に対する評価」が記載されているところ、仮に当該評価欄に応募者の特定提案や寄付金等の内容(資料2)が記載されていたとすれば、それは諮問庁による裁量権の逸脱・濫用を基礎づけ得るとともに、上記の特定病院の事件(資料6(○事件記事))を踏まえれば、第三者供賄罪等での立件の可能性も生じてくる。しかも、かかる可能性は、「I 保険調剤薬局に係る評価」「Ⅱ 本学使用スペースに係る評価」において高い評価を得ているにもかかわらず選定されていない応募者が存する場合には、より一層高まる。そのため、当該法人文書(採点表)については、全体が開示される必要がある。

他方で、仮にかかる法人文書が開示されなければ、諮問庁における不正の有無は一切明らかとならず、また、その嫌疑が晴れることもない。これは、本件のような敷地内薬局の入札において諮問庁が恣意的な審査を行ったとしてもこれを隠蔽し得ること、また、かかる実情を是認することを意味し、不正の温床になりかねない。

上記イにおいて詳述したとおり、これらの法人文書は、法人等情報(法5条2号イ)及び意思形成過程情報・行政運営情報(法5条3号・4号)のいずれにも該当しない以上、直ちに開示されるべきである。

- (※14) 例えば、初めから特定事業者Cを選定することを前提とした「出来レース」であったとか、特定提案が不当に高く評価された結果、薬局に関する提案において最も高得点を得たものが選考から漏れたとの疑惑が生じている(資料3(特定新聞記事)、資料5(特定資料B))。
- (イ) 二次審査において各応募者が提示した賃料の額や提案書の内容 (本件不開示決定の(5)の法人文書)

また、本件公募においては応募者がこぞって寄付等を申し出ているところ(資料 2)、当該寄付等と本件公募の結果との間に違法な対価性がないことを確認するためには、各応募者が二次審査において提示した賃料の額や提案書の内容(具体的には、本件不開示決定の(5)の法人文書)も明らかとなる必要がある。

すなわち、本件公募において選定された応募者の賃料が、選定されなかった応募者の賃料を下回っている場合には、本件公募の審査に当たって、賃料以外の要素が重視されていることを意味する。勿論、公募審査に当たって、賃料以外の要素が考慮されることは当然であるが、本件公募において特定提案や寄付金等の内容が審査・選考に当たって不当に高く考慮されているかを判断するに当たっての

前提として、各応募者の提示した賃料の額が明らかとなることは必 須である。また、特定提案や寄付金等の内容が提案書に記載されて いる事実も、不正に係る事実の存否と直接関連する事項であるため、 提案書については、賃料の額のみならず、各応募者の具体的な提案 内容まで明らかとなる必要がある。

とりわけ、本件公募においては、諮問庁があらかじめ公募に係る情報を漏洩していた疑惑も生じているのであるから(資料1 (特定資料A))、かかる疑惑の真偽を確かめるためにも、各応募者の具体的な提案書の内容が開示されるべきである。

上記イにおいて詳述したとおり、二次審査において各応募者が提案した建物の構造・間取りや賃料、寄付の内容・金額などの情報 (※15)は、高度の独自性が発揮される性質のものではなく、事業活動を行う上で高い秘匿性を有するものでもない。すなわち、二次審査において各応募者が提示した賃料の額や提案書の内容については、法5条2号イの法人等情報に当たることはなく、直ちに開示されるべきである。

(※15)特に、本件公募に係る事業固有の条件(例えば、処分庁構内の敷地の場所や面積等)に基づく内容については、これが公になったとしても、今後同様の事業において同業他社に模倣されることにはならず、応募者の利益を不当に損なうことはない(審査請求書8頁)。特定日F特定都道府県A情報公開審査会答申第○号においても、「対象公文書に記載された情報は、場所、面積など本事業固有の条件に基づき作成されたプロポーザル審査のための仮定の数値・情報であることから、今後同様の事業において、直ちに同業他社に模倣されるとは認められない」と判断されている。

また、特定年B特定市町村B情報公開・個人情報保護審査会答申情第○号も同様の判断がなされている。すなわち、同事例においては、特定業務委託事業者プロポーザル募集において提出された技術提案書について、「技術提案書は、実施機関が作成した説明書に基づき作成すること」とされており、「技術提案書第○号様式の内容が公にされても他の設計業者によりそのまま他の異なる教育内容や施設に転用されるおそれがあるとは認められない。」と判断されている。

(ウ) 第三者委員会による調査報告書及び調査資料 (本件一部開示決定の(49)~(51), (53)~(61)及び本件不開示決定の(7)~(30)の法人文書)

さらに、外部の弁護士からなる第三者委員会による調査報告書

(本件一部開示決定の(49)の法人文書)や、当該調査の関係資料(本件一部開示決定の(50)~(51), (53)~(61)及び本件不開示決定の(7)~(30)の法人文書)についても、本件公募における不正の有無を判断するうえで極めて重要な情報である。特に、諮問庁によれば、当該調査において、本件公募の審査に不正がなかったことが確認されているようであるから、当該調査報告書の内容を検証するに当たって、当該調査の基礎となったヒアリング結果や調査資料についても開示される必要がある。

これらの文書について不開示理由が認められないことについては,上記イ(オ)において詳述したとおりである。

近時,社会的にも企業の不祥事は頻発しており,これら企業の不祥事調査に係る報告書が公表されることが一般的であることからしても,本件公募の不正に係る調査報告書及び調査資料について公表しない理由がない。

工 結語

以上のとおり、諮問庁の主張する不開示事由はいずれも根拠がない 一方、対象文書のなかには公益性の観点から開示される必要のある 文書が多数含まれていることから、審査請求人としては、諮問庁に 対し、速やかに対象文書の全ての開示を求める次第である。

貴審査会においても上記の意見を踏まえ答申内容をご検討いただき たい。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件法人文書について 本件開示請求は,
- (1) 別紙法人文書及び特定年度Aにおける当該法人文書に対応する文書 (特定日Dに公募公告がなされた北海道大学構内における保険調剤薬局 開設・運営のための敷地貸付に関する公募型プロポーザル方式による公 募に関連するものに限る)
- (2)特定日Dに公募公告がなされた北海道大学構内における保険調剤薬局開設・運営のための敷地貸付に関する公募型プロポーザル方式による公募に関連する一切の法人文書(審査・評価に関する文書を含むが、これに限らない)

以上に関する文書を対象としたものであり、(2)については、

- 公募について(原議書)
- 公募型企画競争の本学ホームページ掲載について
- 公募公告,募集要項
- ・ 特定事業者Aからの取材について
- 募集要項受領者からの質問について

- 一次審査委員の委嘱について(原議書)
- 一次審査委員の委嘱について(依頼)
- 一次審査 審査基準
- 一次審査に係る応募書類
- 一次審查採点表 (個人別)
- 一次審查採点表(集計)
- 一次審査の選考結果について(原議書)
- 一次審査の選考結果について(通知)
- 既存外来診療棟の平面図等の提供について
- 二次審査委員の委嘱について(原議書)
- 二次審査委員の委嘱について(依頼)
- 二次審査に係る企画提案書
- プレゼンテーション審査について
- ・ プレゼンテーション審査の議事録
- 各応募者への追加説明依頼①
- ・ 各応募者への追加説明依頼①に対する回答その1
- ・ 各応募者への追加説明依頼②
- 各応募者への追加説明依頼①に対する回答その2
- ・ 各応募者への追加説明依頼②に対する回答
- ・ 各応募者への追加説明依頼①に対する回答その3
- 二次審查 審查基準
- 二次審查採点表(個人別)
- 二次審査採点表(集計)
- 運営事業候補者の選定について(原議書)
- 運営事業候補者の選定について(通知)
- ・ 企画提案書の変更有無の確認について(原議書)
- 企画提案書の変更有無の確認について(通知)
- ・ 貴社質問に対する回答について(原議書)
- ・ 貴社質問に対する回答について(回答)
- ・ 貴社質問に対する回答について(原議書)
- 貴社質問に対する回答について(回答)
- ・ 各応募者からの質問に対する回答(原議書)
- 各応募者からの質問に対する回答(回答)
- ・ 企画提案書の変更有無の確認について(原議書)
- ・ 企画提案書の変更有無の確認について(通知)
- ・ 企画提案書の記載内容の確認について(原議書)
- 企画提案書の記載内容の確認について(通知)
- 企画提案書の記載内容の確認結果について

- 運営事業候補者の選考結果について(原議書)
- 運営事業候補者の選考結果について(通知)
- 運営事業候補者の決定について(原議書)
- 運営事業候補者の決定について(通知)
- 運営事業候補者の選考結果について(原議書)
- 運営事業候補者の選考結果について(通知)
- ・ 北海道大学原議書(特定日A決裁 敷地内薬局の公募に係る調査の実施について)
- ・ 北海道大学原議書(特定日B決裁 敷地内薬局の公募に係る調査の実施について(依頼))
- ・ 北海道大学原議書(特定日C決裁 敷地内薬局の公募に係る調査に関 する確認について(依頼)
- ・ 北海道大学原議書(特定日C決裁 敷地内薬局の公募に係る調査に関 する確認について(依頼)
- 敷地内薬局の公募に係る調査の実施について(通知),同(依頼)
- 敷地内薬局の公募に関する調査報告書
- 最終報告書別紙供述一覧
- 調査資料目次
- 公募参加者一覧
- 調査関係資料①ないし③
- 敷地内薬局についてのヒアリング記録(特定回C)
- ・ 敷地内薬局についてのヒアリング記録(特定回D)
- 聴取ヒアリング記録
- 敷地内薬局事業者の公募,選定に関する調査について(特定年度A特定回A理事会議配付資料)
- 敷地内薬局の公募・選定について(特定年度A特定回A理事会議配付 資料)
- · 特定年度A特定回A理事会議議事要旨
- ・ 北海道大学構内における保険調剤薬局開設・運営のための敷地貸付に 係る運営事業候補者の選定について(特定年度A特定回B理事会議配付 資料)
- · 特定年度A特定回B理事会議議事要旨

について特定した。なお, (1) については, 特定日Dに公募公告がなされた北海道大学構内における保険調剤薬局開設・運営のための敷地貸付に関する公募型プロポーザル方式による公募(以下「本件公募」という。) に関連する文書は存在しなかった。

2 原処分について

本件については、部分開示又は全部不開示とする決定を行った。不開示

部分及び不開示理由については,「法人文書開示決定通知書」及び「法人文書不開示決定通知書」のとおりである。

- 3 諮問庁としての考え方 本件審査請求に関し、部分開示又は不開示とした原処分は妥当である。
- 4 原処分を維持する理由
- (1)審査請求人は、諮問庁の部分開示又は不開示とした原処分を不服とし、原処分に共通する不服の理由を「主張①」ないし「主張⑤」と整理し、別紙でそれぞれ引用する形で「不服の理由」を記載しているが、諮問庁は、以下の理由から、審査請求人の各主張には理由がなく、諮問庁の判断は妥当と考える。
 - ア 「主張①」において審査請求人は、本件公募の応募者に係る企業情報が開示されたとしても、応募者の「権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されることはないと主張する。その理由として、審査請求人は、「既に公となっている情報や概括的な情報などが多数含まれているはずであり、これが公にされたとしても、当該応募者の利益が損なわれることはない。」と説明する。しかし、不開示とした文書は、既に公になっている情報や概括的な情報以外の情報と一体として相互に関連付けられた文書であることから、既に公になっている情報や概括的な情報の部分のみを開示したとしても、本件公募に応募した事実及びその合否が明らかになるところであり、この場合、選定されなかった当該企業の、本件公募案件の評価に留まらず、当該企業全体に関する評価及び他の関連業務遂行能力等に関する評価までも低下させる蓋然性が相当程度認められることから、法5条2号イに規定する法人等情報に該当するものである。

また、審査請求人は同主張において「当該情報が単にノウハウやアイデアを含むということでは足りず、高度な独自性や高い秘匿性を有する内容である必要がある。」と説明する。しかし、不開示とした部分は当該企業の営業戦略やノウハウ等であるとともに、当該企業の詳細な業務内容等に係る機微な情報であり、通常競合他社に知られたくない秘匿すべき情報である。もしこれらの情報が開示された場合、当該企業と諮問庁との信頼関係が損なわれるとともに、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかであり、法5条2号イに規定する法人等情報に該当するものである。

イ 「主張②」において審査請求人は、本件公募の応募者の評価に係る 情報が開示されたとしても、応募者の「権利、競争上の地位その他正 当な利益」が害されることはないと主張する。その理由として、「本 件公募の評価に過ぎず、当該応募者の法人として事業活動の優劣を判 断したものではないから、当該法人の利益を害することなど通常考えられない。」と説明する。また、「万が一顧客が上記の評価を参考にしたために当該応募者の利益が害されることがあるにしても、それは当該分野における各事業者の能力格差に起因する」ものであるから「当該応募者として甘受すべきもの」であると説明する。

確かに審査請求人が説明するとおり、本件不開示部分は、「本件公募の評価」に関する内容であるが、その評価が公になった場合、本件公募に応募し、候補者として選定されなかった当該企業の、本件公募案件の評価に留まらず、当該企業全体に対する評価及び他の関連業務遂行能力等に関する評価までも低下させる蓋然性は相当程度認められるものであるから、法5条2号イに規定する法人等情報に該当するものである。仮にそのような評価の低下があったとしても、それは当該企業の「応募者として甘受すべきもの」とする審査請求人の説明はまったく当を得ない。

ウ 「主張③」において審査請求人は、法人等の不正に関する情報をも って、本号イの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ れ」は認められないと主張する。本主張において審査請求人は「仮に 上述のように本件公募に関し汚職等の事実が認められ、対象文書中に 法人等の不正に関する情報が含まれているとすれば、当該不正に関与 した法人等の「権利」「競争上の地位」「利益」は「正当」なものと は言えないから、本号を理由に不開示とすることは認められない」と 説明する。しかし、原処分において部分開示の決定を行った「敷地内 薬局事業者の公募、選定に関する調査について(特定年度A特定回A 理事会議配付資料)」の「5.調査結果」において明らかなように、 諮問庁による調査の結果「運営事業候補者選定のプロセスについては 法令や学内規則への違反,不正行為は確認されず,重大な問題はなか った」こと、また、同じく原処分において開示の決定を行った「北海 道大学構内における保険調剤薬局開設・運営のための敷地貸付に係る 運営事業候補者の選定について(案)(特定年度A特定回B理事会議 資料) | において明らかなように、諮問庁による調査の結果「公募前 の段階で「特定事業者C」が特定提案を行っていることの疑念が一部 報道で指摘されたが、同社の一連の提案は、その時点で既に一般公表 されていた本学の関係資料等により、特定施設の確保が課題となって いることを認識し、同社の判断で行ったものであり、不審な点はなか ったことが確認された」ところである。不正を疑う報道があったこと, 諮問庁においても本件公募に関し不審な点があったことから調査を行 ったことは事実であるが、調査の結果、不正がなかったことが明らか になったところであり、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利

益を保護する必要もあることから、法5条2号イに規定する不開示情報に該当する部分を不開示としたものである。

エ 「主張④」において審査請求人は、本件公募の審査・選考に係る情報は「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がある情報に該当しないと主張する。本主張において審査請求人は、本件公募に係る情報は汚職等の疑いにも関連する極めて公益性の高い情報であること、他方、本件公募の一次審査及び二次審査は終了しており、実質的な意思決定が終了しているのであるから、処分庁の意思決定に何ら影響が生じるおそれがない旨説明する。

しかし、上記ウのとおり、本件公募においては、調査の結果、不正 行為は確認されなかったこと、また、現在、保険調剤薬開設・運営 のための敷地貸付に係る運営事業候補者が2者選定されたところで はあるが、今後、諮問庁の最終審査を経た上で運営事業者を決定す るものであり、実質的な意思決定が終了した状況ではないことから、 原処分において不開示とした部分を開示することにより、開示され た情報をもとに競合他社等、外部からの干渉、圧力等により諮問庁 の意思決定の中立性が損なわれる蓋然性が相当程度認められること から、法5条3号に規定する審議・検討等情報に該当するものであ る。なお、運営事業者が決定された後においても、当該情報を開示 することにより、類似の審議、検討等に係る意思決定を妨げること となる蓋然性が高いことから、同号に規定する不開示情報に該当す るものである。

オ 「主張⑤」において審査請求人は、本件公募の審査・選考に係る情報は「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のある情報に該当しないと主張する。本主張において審査請求人は、本件公募に係る情報は汚職等の疑いにも関連する極めて公益性の高い情報であること、他方で不開示にすることにより得られる利益がない旨説明する。しかし、上記ウのとおり、本件公募においては、不正行為は確認されなかったところである一方、原処分において不開示とした部分を開示することにより、諮問庁の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性が相当程度認められることから、法5条4号に規定する事務又は事業に関する情報に該当するものである。

「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、 不開示部分によって理由は異なり、原処分の一部開示決定及び不開 示決定の「不開示理由」に記載のとおりであるが、本件公募の調査 に関し補足すると、調査理由、調査方法、調査内容、調査結果等が 明らかになると、調査手法や判断基準を推測することが可能となり、 調査対象者が種々の対策を講じることが可能となること、外部から の不当な干渉,圧力等が生じるおそれがあること,調査を行った, 又は調査に協力した第三者及び諮問庁の役職員に対する非難や責任 追及が生じること等により,類似の調査,審議を行うことが難しく なり,諮問庁全体の事務又は事業の適正な遂行に支障を生じる蓋然 性が高いものである。

- (2)審査請求人は、審査請求書に添付した別表(本答申では記載を省略する。)の「不服の理由」欄に「主張①」ないし「主張⑤」のほか、不開示理由に該当しない理由を3点主張しているが、以下の理由から、諮問庁の判断は妥当と考える。
 - ア 審査請求人は、原処分の一部開示決定のうち、(07),(08), (21)及び(22)の文書について、「国立大学法人は多額の税金 が投入されている公的な法人であり、その調達手続には透明性及び公 平性を確保することが要請されるため、公正な審査が実施されている ことを示す資料は広く公にされる必要がある」こと、また、「本件公 募は、社会的に強く汚職等が疑われている事案であり、法5条4号ト に定める「企業経営上の正当な利益を害するおそれ」は存在しない」 と主張する。

諮問庁は、国立大学法人という公益性の高い法人であることは認めるところであるが、本件公募を実施するにあたっては、本件開示決定において開示した、公募公告及び募集要項により調達手続について明確に示している。また、原処分において開示した情報からも明らかなように、諮問庁は本件公募に関し不審な点があったこと、また、2度にわたり調査を実施したことを公にしている。他方、法5条各号に規定する不開示情報該当性について慎重に検討した結果、具体的な審査手法並びに審査及び審議経緯については、不開示理由に示しているとおり、応募者間の不当な争いや、競合他社による妨害・介入のおそれがあることから、不開示情報に該当し不開示としたものである。

イ 審査請求人は、原処分の一部開示決定のうち、(23),(25) 及び(64)の文書のうち、不開示部分及び不開示理由の(z)について、「処分庁に対して助言を行った事実が公になったとしても当該第三者の社会的信用等が害されることなく、当該第三者には何らの不利益も生じない」と主張する。

不開示部分(z)は、諮問庁が審査や調査の過程において相談を行った第三者の氏名が記載されているものであり、これを公にすると、当該第三者が本学に対して敷地内薬局の公募に係る助言を行ったことが明らかになるところである。審査請求人も説明しているとおり、本件公募に関しては、新聞や雑誌の報道により、不正疑惑が報じら

れたところであり、諮問庁による調査の結果、本件公募に関し不正 は確認されなかったところではあるが、当該第三者が、不正疑惑が 報じられた本件公募に関与したことが明らかになると、いわれのな い誹謗中傷や嫌がらせを受ける蓋然性が高く、当該第三者の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5条2号イに規定する法人等情報に該当するものである。

ウ 審査請求人は、原処分の不開示決定のうち、(17)、(18)、(26)、(27)及び(28)の文書について、「個人に関する情報が含まれているとしても、当該情報のみを黒塗りとするなど、個人を識別できない形で文書を開示することも可能である」と主張する。

審査請求人の当該主張は諮問庁も認めるところであるが、当該文書は、法5条1号柱書き(個人情報)のほか、同条3号(審議・検討等情報)及び同条4号柱書き(事務又は事業に関する情報)に該当することから不開示としたものである。審査請求人は、上記文書の個人情報以外の部分については、「主張④」及び「主張⑤」により不開示理由に該当しないと主張しているところであるが、当該部分については、4の1)の工及びオで述べたとおり、不開示情報に該当するものである。

5 結論

以上のことから、諮問庁は、原処分を維持し、本件対象文書は部分開示 又は不開示とすることが妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和3年12月9日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月22日 審議

④ 令和4年1月19日 審査請求人から意見書及び資料を収受

⑤ 令和5年3月8日 本件対象文書の見分及び審議

 ⑥
 同月14日
 審議

 ⑦
 同月22日
 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、上記第3の1(1)及び(2)に掲げる文書の開示を 求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、2号イ、 3号並びに4号柱書き、口及びトに該当するとして不開示とする原処分を 行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問

庁は,原処分を維持することが妥当としていることから,以下,本件対象 文書の見分結果を踏まえ,不開示部分の不開示情報該当性について検討す る。

なお、別紙の2に掲げる文書33ないし文書53について、諮問庁は、 原処分において文書不存在を理由として不開示と決定した旨通知している ところ、本件審査請求において、上記文書の存在が争点とされているとす べき事情は認められないことから、以下、当該各文書の保有の有無につい ては判断しない。

- 2 不開示情報該当性について
- (1)本件対象文書の不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、不開示部分の内容は別表の2欄のとおりであり、不開示理由については別表の3欄のとおりである旨説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところ、各不開示部分の記載内容はおおむね別表の2欄の諮問庁の説明のとおりであると認められる。
- (2) 法5条1号該当性について(別表の1欄の不開示情報(1)の不開示 部分)
 - ア 当該不開示部分の不開示理由について,諮問庁はおおむね別表の3 欄のとおり説明するところ,独立行政法人国立印刷局編の職員録及び 文部科学省の国立大学法人等幹部名鑑の内容に照らせば,その内容に 不自然,不合理な点はなく,否定し難い。
 - イ そうすると、当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、諮問庁の別表の3欄の説明を踏まえれば、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は認められない。法6条2項による部分開示の可否を検討すると、当該不開示部分は特定の個人を識別できることとなる記述等の部分であることから、同項による部分開示の余地もない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当すると認められ、 不開示としたことは妥当である。

- (3) 法 5 条 2 号イ該当性について(別表の1欄の不開示情報(2), (3), (9), (13), (14)及び(21)の不開示部分)
 - ア 当該各不開示部分の不開示理由に係る諮問庁の別表の3欄の説明に 不自然,不合理な点はなく,否定し難い。
 - イ したがって、当該不開示部分は、法5条2号イに規定する法人等に 関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争 上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当すると認 められ、不開示としたことは妥当である。
- (4) 法5条4号柱書き該当性について(別表の1欄の不開示情報(4)及

- び(25)の不開示部分)
- ア 当該各不開示部分の不開示理由に係る諮問庁の別表の3欄の説明に 不自然,不合理な点はなく,否定し難い。
- イ したがって、当該不開示部分は、法5条4号柱書きに規定する独立 行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすること により、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある ものに該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。
- (5) 法5条3号及び4号柱書き該当性について(別表の1欄の不開示情報(5),(8),(10)ないし(12),(15)ないし(19),(24)及び(26)の不開示部分)
 - ア 当該各不開示部分の不開示理由に係る諮問庁の別表の3欄の説明に 不自然,不合理な点はなく,否定し難い。
 - イ したがって、当該不開示部分は、法5条4号柱書きに規定する独立 行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすること により、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある ものに該当すると認められ、同条3号について判断するまでもなく、 不開示としたことは妥当である。
- (6) 法5条4号ロ該当性について(別表の1欄の不開示情報(6)の不開示部分)
 - ア 当該各不開示部分の不開示理由に係る諮問庁の別表の3欄の説明に 不自然,不合理な点はなく,否定し難い。
 - イ したがって、当該不開示部分は、法5条4号ロに規定する独立行政 法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることによ り、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支 障を及ぼすおそれがあるものに該当すると認められ、不開示としたこ とは妥当である。
- (7) 法5条4号ト該当性について(別表の1欄の不開示情報(7)の不開示部分)
 - ア 当該各不開示部分の不開示理由に係る諮問庁の別表の3欄の説明に 不自然,不合理な点はなく,否定し難い。
 - イ したがって、当該不開示部分は、法5条4号トに規定する独立行政 法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることによ り、独立行政法人等の経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。
- (8) 法 5 条 2 号イ, 3 号及び 4 号柱書き該当性について(別表の 1 欄の不開示情報(20)の不開示部分)
 - ア 当該各不開示部分の不開示理由に係る諮問庁の別表の3欄の標記 (20)ア②の説明に不自然,不合理な点はなく,否定し難い。

- イ したがって、当該不開示部分は、法 5 条 4 号柱書きに規定する独立 行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすること により、当該事務(北海道大学の本件公募に係る事務)の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると認められ、同条 2 号イ 及び 3 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であ る。
- (9) 法 5 条 1 号及び 4 号柱書き該当性について (別表の 1 欄の不開示情報 (22) の不開示部分)
 - ア 当該各不開示部分の不開示理由に係る諮問庁の別表の3欄の説明に 不自然,不合理な点はなく,否定し難い。
 - イ したがって、当該不開示部分は、法5条4号柱書きに規定する独立 行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすること により、当該事務(北海道大学の本件公募に係る事務)の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると認められ、同条1号に ついて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (10) 法5条1号, 3号及び4号柱書き該当性について(別表の1欄の不開示情報(23)の不開示部分)
 - ア 当該各不開示部分の不開示理由に係る諮問庁の別表の3欄の説明に 不自然,不合理な点はなく,否定し難い。
 - イ したがって、当該不開示部分は、法 5 条 4 号柱書きに規定する独立 行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすること により、当該事務(第三者委員会による本件公募に係る事実確認等の 調査事務)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する と認められ、同条 1 号及び 3 号について判断するまでもなく、不開示 としたことは妥当である。
- 3 審査請求人のその他の主張について
- (1)審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1)ウ(ア))のとおり、 特定都道府県A、特定市町村A及び特定市町村Bにおける行政不服・情報公開・個人情報保護審査会答申又は情報公開審査会答申において、プロポーザルの提案書の記載情報につき、不開示情報に該当しないと判断された旨主張する。

上記の点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、自治体においては自らが整備する情報公開条例に基づいて、処分庁においては法に基づいて開示決定等を行っており、不開示情報該当性の判断が異なることは何ら不当ではない旨説明するところ、この説明は否定し難い。

(2)審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断 を左右するものではない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、3号並びに4号柱書き、ロ及びトに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ並びに4号柱書き、ロ及びトに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之,委員 泉本小夜子,委員 磯部 哲

別紙

1 本件対象文書1

- 文書1 公募について(原議書)
- 文書2 公募型企画競争の本学ホームページ掲載について
- 文書3 公募公告,募集要項
- 文書4 特定事業者Aからの取材について
- 文書 5 募集要項受領者からの質問について
- 文書6 一次審査委員の委嘱について(原議書)
- 文書 7 一次審査 審査基準
- 文書8 一次審查採点表(集計)
- 文書9 一次審査の選考結果について (原議書)
- 文書10 一次審査の選考結果について(通知)
- 文書11 既存外来診療棟の平面図等の提供について
- 文書12 二次審査委員の委嘱について(原議書)
- 文書13 プレゼンテーション審査について
- 文書14 プレゼンテーション審査の議事録
- 文書15 各応募者への追加説明依頼①
- 文書16 各応募者への追加説明依頼①に対する回答その1
- 文書17 各応募者への追加説明依頼②
- 文書18 各応募者への追加説明依頼①に対する回答その2
- 文書19 各応募者への追加説明依頼②に対する回答
- 文書20 各応募者への追加説明依頼①に対する回答その3
- 文書21 二次審査 審査基準
- 文書22 二次審査採点表(集計)
- 文書23 運営事業候補者の選定について(原議書)
- 文書24 運営事業候補者の選定について(通知)
- 文書25 企画提案書の変更有無の確認について(原議書)
- 文書26 企画提案書の変更有無の確認について(通知)
- 文書27 貴社質問に対する回答について(原議書)
- 文書28 貴社質問に対する回答について(回答)
- 文書29 貴社質問に対する回答について(原議書)
- 文書30 貴社質問に対する回答について(回答)
- 文書31 各応募者からの質問に対する回答(原議書)
- 文書32 各応募者からの質問に対する回答(回答)
- 文書33 企画提案書の変更有無の確認について (原議書)
- 文書34 企画提案書の変更有無の確認について (通知)
- 文書35 企画提案書の記載内容の確認について(原議書)

- 文書36 企画提案書の記載内容の確認について (通知)
- 文書37 企画提案書の記載内容の確認結果について
- 文書38 運営事業候補者の選考結果について(原議書)
- 文書39 運営事業候補者の選考結果について(通知)
- 文書40 運営事業候補者の決定について (原議書)
- 文書41 運営事業候補者の決定について(通知)
- 文書42 運営事業候補者の選考結果について(原議書)
- 文書43 運営事業候補者の選考結果について(通知)
- 文書44 北海道大学原議書(特定日A決裁 敷地内薬局の公募に係る調査 の実施について)
- 文書 4 5 北海道大学原議書(特定日B決裁 敷地内薬局の公募に係る調査 の実施について(依頼))
- 文書46 北海道大学原議書(特定日c決裁 敷地内薬局の公募に係る調査 に関する確認について(依頼)
- 文書 4 7 北海道大学原議書 (特定日 c 決裁 敷地内薬局の公募に係る調査 に関する確認について (依頼)
- 文書48 敷地内薬局の公募に係る調査の実施について(通知),同(依頼)
- 文書49 敷地内薬局の公募に関する調査報告書
- 文書50 最終報告書別紙供述一覧
- 文書51 調査資料目次
- 文書52 公募参加者一覧
- 文書53 調查関係資料印
- 文書 5 4 調査関係資料②
- 文書 5 5 調査関係資料(3)
- 文書 5 6 調査関係資料⑤
- 文書 5 7 調査関係資料⑩
- 文書 5 8 調査関係資料30
- 文書 5 9 調査関係資料③
- 文書60 調査関係資料②
- 文書61 調査関係資料33
- 文書62 聴取ヒアリング記録
- 文書 6 3 敷地内薬局事業者の公募,選定に関する調査について(特定年度 A特定回A理事会議配付資料)
- 文書 6 4 敷地内薬局の公募・選定について (特定年度 A 特定回 A 理事会議 配付資料)
- 文書 6 5 特定年度 A 特定回 A 理事会議議事要旨
- 文書66 北海道大学構内における保険調剤薬局開設・運営のための敷地貸付に係る運営事業候補者の選定について(特定年度A特定回B理事会

議配付資料)

文書67 特定年度A特定回B理事会議議事要旨

2 本件対象文書 2

- 文書1 一次審査委員の委嘱について(依頼)
- 文書2 一次審査に係る応募書類
- 文書3 一次審査採点表(個人別)
- 文書4 二次審査委員の委嘱について(依頼)
- 文書 5 二次審査に係る企画提案書
- 文書6 二次審查採点表(個人別)
- 文書 7 調査関係資料①
- 文書8 調査関係資料②
- 文書 9 調査関係資料③
- 文書10 調査関係資料④
- 文書11 調査関係資料⑤
- 文書12 調査関係資料⑥
- 文書13 調査関係資料⑦
- 文書14 調查関係資料®
- 文書15 調査関係資料⑨
- 文書 16 調查関係資料⑩
- 文書17 調査関係資料(4)
- 文書18 調査関係資料の
- 文書19 調査関係資料®
- 文書20 調査関係資料(19
- 文書21 調査関係資料20
- NED T MEDINETIES
- 文書 2 2 調査関係資料②
- 文書23 調査関係資料②
- 文書24 調査関係資料②
- 文書 2 5 調査関係資料@
- 文書 2 6 調査関係資料②
- 文書 2 7 調査関係資料26
- 文書28 調査関係資料②
- 文書29 調査関係資料®
- 文書30 調査関係資料29
- 文書31 敷地内薬局についてのヒアリング記録(特定回C)
- 文書32 敷地内薬局についてのヒアリング記録(特定回D)
- 文書33 固定資産-貸付関係綴(特定年度B)
- 文書34 固定資產-長期貸付関係綴(特定年度C)

- 文書35 固定資産-長期貸付関係綴(特定年度A)
- 文書36 固定資産-調査・照会(平成31年(令和元)年度)
- 文書37 固定資産-調査・照会(特定年度A)
- 文書38 固定資産-契約締結伺(特定年度B)
- 文書39 固定資産-契約締結伺(平成31年(令和元)年度)
- 文書40 固定資産-契約締結伺(特定年度A)
- 文書 4 1 資金運用 調査・照会(特定年度D)
- 文書 4 2 資金運用 調査・照会(特定年度 B)
- 文書 4 3 資金運用 調査・照会(特定年度 C)
- 文書 4 4 資金運用 調査・照会 (特定年度 A)
- 文書 4 5 物品関係 寄附受 (特定年度 B)
- 文書 4 6 物品関係 寄附受 (特定年度 C)
- 文書 4 7 物品関係 寄附受 (特定年度 A)
- 文書48 物品関係-調査·照会(特定年度D)
- 文書 4 9 物品関係 調査・照会 (特定年度 B)
- 文書 5 0 物品関係 調査・照会 (特定年度 C)
- 文書 5 1 物品関係 調査・照会 (特定年度 A)
- 文書52 その他-調査・照会(平成31年(令和元)年度)
- 文書53 その他-調査・照会(特定年度A)

1 不開示	2 諮問庁の説明する不開	3 諮問庁が改めて説明する
情報(法	示情報の内容	不開示理由
5 条の適		
用条項)		
(1)個人	文書1,文書2,文書4	ア 個人に関する情報及び個
に関する	ないし文書6,文書9,文	人を識別できる情報である
情報及び	書11ないし文書20,文	ため、法5条1号の不開示
個人を識	書23,文書25,文書2	情報に該当し,同号ただし
別できる	7, 文書29, 文書31,	書イないしハのいずれにも
情報	文書33,文書35,文書	該当しないことから,不開
(1号本	37, 文書40, 文書44	示と決定した。
文前段)	ないし文書47における職	イ 不開示部分の記載のう
	員の印影,文書38におけ	ち、北海道大学の職員に係
	る職員の印影及び手書きで	る印影及び手書きで記入し
	記入した姓,文書5,文書	た姓は、同大学の一般職員
	14, 文書15, 文書2	のものである。同大学で
	0, 文書44, 文書45な	は,独立行政法人国立印刷
	いし文書48,文書53な	局編の職員録等に掲載され
	いし文書55,文書58な	ている職員の氏名(課長補
	いし文書61における本件	佐級以上の職名及び氏名)
	公募の募集要項受領者の担	に該当するもの以外の職員
	当者の氏名及び北海道大学	の氏名について公表慣行は
	の職員の氏名を不開示とし	ない。
	た。	ウ 不開示部分のうち、募集
	,,,,	要項受領者の担当者の氏名
		について、本件公募の審査
		等の過程において、北海道
		大学が公にしたことはな
		V ₀
(2)募集	 本件対象文書1のうち文	ア 募集要項受領者,応募
要項受領	書5における質問者の郵便	
者及び応	番号, 所在地, 法人名, 代	されており、さらに各応募
募者並び	番号、別任地、仏八石、八表者名、電話番号、ファッ	者の得点、順位、合否に係
一	クス番号及びメールアドレ	る情報が記載されているた
C - 5 番		
11. 21. 13. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14	ス等、文書8における募事	め、公にすることにより、

(2号イ)

業者の名称、評価項目ごと の得点,順位及び合否,文 書9及び文書38における 「応募書類提出者」及び 「二次審査の対象として選 定された者」の一部, 文書 10における応募者の名称 及び一次審査における得 点,文書11における既存 外来診療棟の平面図等の提 供先の一部, 文書12ない し文書15及び文書23な いし文書26における二次 審査の対象者として選定さ れた事業者の一部,文書1 6, 文書53ないし文書5 5における二次審査の対象 者として選定されている事 業者の一部及び当該事業者 が作成した追加説明資料の 全て、文書17における応 募事業者の名称等,文書1 8ないし文書20における 応募事業者の名称及び公募 を巡る状況の説明部分, 文 書22における応募事業者 の名称及び二次審査の得点 並びに順位,文書27にお ける質問者 (事業者) の名 称及び担当者の所属部署並 びに氏名,文書28ないし 文書31における質問者 (事業者)の名称,担当者 の所属部署及び氏名並びに 連絡先,文書33ないし文 書36における応募者(事

当該企業名及び当該企業の 業務運営全体に対する評価 が明らかとなり、当該企業 の権利、競争上の地位その 他正当な利益を害するおそ れがあり法 5 条 2 号イ(法 人等情報)に該当すること から、不開示と決定した。

イ 本件公募に応募した事実 及びその合否が明らかとな り、選定されなかった企業 の本件公募案件の評価に留 まらず, 当該企業全体に関 する評価及び他の関連業務 遂行能力等に関する評価ま でも低下させるおそれがあ ること, また, 不開示部分 は本件公募に応募した企業 の営業戦略やノウハウ等で あるとともに, 当該企業の 詳細な業務内容等に係る機 微な情報であり,通常競合 他社に知られたくない秘匿 すべき情報であることか ら,標記の不開示部分を開 示した場合, 当該企業の権 利,競争上の地位その他正 当な利益を害するおそれが ある(おおむね理由説明書 記載のとおり。)。

業者)の名称及び総事業費

の額並びに追加確認事項, 文書37における応募者 (事業者) の名称及び確認 事項に対する回答内容, 文 書38及び文書39におけ る一次審査及び二次審査の 得点を不開示とした。

(3)審査 や調査の 過程にお いて北海 者の氏名 (2号イ)

本件対象文書1のうち文|ア 書23, 文書25, 文書2 9及び文書64における、 本件公募の審査及び調査の 道 大学 が | 過程に係る内容等について 相談を行った第三者の氏名 った第三 を不開示とした。

- 審査や調査の過程におい て本学が相談を行った第三 者の氏名が記載されてお り, 公にすることにより, 当該第三者が本学に対して 敷地内薬局の公募に係る助 言を行ったことが明らかと なり、当該第三者の権利、 競争上の地位その他正当な 利益を害するおそれがある ことから, 法 5 条 2 号イ (法人等情報)に該当し、 不開示と決定した。
- イ 諮問庁が審査や調査の過 程において相談を行った第 三者の氏名が記載されてい るものであり、これを開示 すると, 当該第三者が本学 に対して敷地内薬局の公募 に係る助言を行ったことが 明らかになるところであ る。審査請求人も説明して いるとおり,本件公募に関 しては,新聞や雑誌の報道 により, 不正疑惑が報じら れたところであり、諮問庁 による調査の結果, 本件公 募に関し不正は確認されな かったところではあるが, 当該第三者が, 不正疑惑が

		報じられた本件公募に関与 したことが明らかになる と,いわれのない誹謗中傷
		や嫌がらせを受ける蓋然性
		が高く、当該第三者の権
		利,競争上の地位その他正
		当な利益を害するおそれが
		ある(おおむね理由説明書
		の記載のとおり。)。
(4) 非公	文書5における,本件公	ア 公にされていないメール
開のメー	募の募集要項を受領した者	アドレスであるため、公に
ルアドレ	との間で交わされたメール	することにより, いたずら
ス	に記載された担当職員のメ	や偽計に利用され、本学の
(4号柱書	ールアドレス、文書11に	事務又は事業の適正な遂行
き)	おける、既存外来診療棟の	に支障を及ぼすおそれがあ
	平面図等を提供した者との	ることから、法5条4号柱
	間で交わされたメールに記	書き(事務又は事業に関す
	載された担当職員のメール	る情報)に該当し、不開示
	アドレス及び文書31にお	と決定した。
	ける、二次審査対象者との	イ 当該不開示部分は、北海
	間で交わされたメールに記載された担当職員のメール	道大学における本件公募の 担当職員が職務で使用する
	マドレスを不開示とした。	メールアドレスであり、一
	アドレハを作用かとした。	般に公にしていないもので
		ある。本件公募に関して新
		聞や雑誌により不正疑惑が
		報道されていた状況を踏ま
		えると、公募担当職員のメ
		ールアドレスを公にした場
		合、当該報道に興味を持つ
		者や北海道大学の対応等に
		不満を持つ者などによりい
		たずらや偽計等に利用さ
		れ, 北海道大学の事務又は
		事業の適正な遂行に支障を
		及ぼすおそれがある。
(5)審査	本件対象文書1のうち,	ア 審査手法,審査及び審議

手法, 審 議経緯, 今後の予 定に係る 情報

き)

文書6及び文書12におけ 査及び審│る審査委員の人数及び氏 名,文書8,文書14及び 文書22における審査員の 氏名及び職名、文書9にお ける審査員の人数及び二次 (3号及び 審査対象として選定するた 4号柱書 めの一次審査の最低得点 数,文書15,文書53な いし文書55において応募 事業者の名称の一部及び応 募事業者への依頼事項の内 容, 文書23, 文書25, 文書33,文書35,文書 38及び文書40において 審査の経緯に係る情報を不 開示とした。

経緯、今後の予定に係る情 報であり、現在なお、運営 事業者決定の過程であるこ と, また, 公にすることに より, 応募者間に不当な争 いや, 競合他社による妨 害・介入など,本学の事務 又は事業の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがあるこ とから、法5条3号(審 議・検討等情報)及び同条 4号柱書き(事務又は事業 に関する情報)に該当し、 不開示と決定した(おおむ ね理由説明書記載のとお り。)。

イ 審査請求の時点では、保 険調剤薬局開設・運営のた めの敷地貸付に係る運営事 業候補者が2者選択された ところであり, 今後運営事 業者を決定する予定であ る。そのような状況で標記 の不開示情報を開示した場 合,審査員及び運営事業候 補者への不当な干渉や介入 が行われるおそれがあるほ か, 当該候補者への追加依 頼事項及び不正が報じられ た部分への対応ぶりなど, 本件公募に係る審査手法や 着眼点,判断基準等を推測 することが可能となり、当 該事業者において種々の対 策を講ずることが可能とな る等,本件公募に係る本学 の事務又は事業の適正な遂

		行に古時が仕じてわるれ が
		行に支障が生じるおそれが
	+ W \	ある。
(6)院内	本件対象文書1の文書1	アー公にされていない情報で
の部屋等	1において、北海道大学病	あるため、院内の部屋等の
の位置,	院外来診療棟の平面図,立	位置や通路等の詳細が第三
通路等の	面図及び断面図を不開示と	者に明らかになれば、防犯
詳細情報	した。	等への懸念やそのことによ
(4号口)		る公共の安全と秩序の維持
		に支障を及ぼすおそれがあ
		ることから、法5条4号ロ
		(事務又は事業に関する情
		報)に該当し、不開示と決
		定した(おおむね理由説明
		書記載のとおり。)。
		イ 標記の各図面について,
		上記アの理由からこれまで
		対外的に公開したことはな
		V
(7)審査	本件対象文書1の文書7及	ア 審査基準及び評価項目等
基準及び	び文書21において一次審	が記載されており、これら
評価項目	査及び二次審査の審査基	は、北海道大学がどのよう
等	準,文書8において一次審	な調剤薬局に開設・運営を
(4号ト)	査の評価項目のうち経営理	望むのか、また当該基準等
	念に係る各審査項目,文書	は、同大学における経営上
	22において評価の視点に	の情報でもあることから,
	係る各項目を不開示とし	公にすることにより、同大
	た。	学に係る事業に関し、その
		経営上の正当な利益を害す
		るおそれがあることから,
		法5条4号ト(事務又は事
		業に関する情報)に該当
		し、不開示と決定した(お
		おむね理由説明書記載のと
		おり。)。
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		事事業者に北海道大学が求
		める経営理念、財務基盤、
		ツる性色性心、灼伤を盤、

社会性、ガバナンス、環境 への配慮及び雇用への取組 等の基準を詳述したもので ある。これらを開示した場 合、判断基準等を推測する ことが可能となって, 応募 者が種々の対策を講じる等 により, 今後の類似の事業 に関し、その経営上の正当 な利益を害するおそれがあ

(8)第三 者委員会 における 調査の実 施に当た っての調 查理由, 対象者等 き)

本件対象文書1の文書4 4ないし文書48は、本件 公募に係る運営事業候補者 の選定過程において疑義が 生じたことを受け, 学内に 設置した第三者委員会が調 査を行ったことに関連して 調 査 方 法 作成された文書であって. 及び聴取しアリング対象者の氏名及 び職名,調査の実施理由, (3号及び 間査実施場所及び調査対象 4 号柱書 | 者の分類等を不開示とし た。

- ア 第三者委員会における調 査の実施に係る調査理由, 調査方法及び聴取対象者等 が記載されており, 現在な お,運営事業者決定の過程 であること,また,公にす ることにより, 意思決定の 中立性が不当に損なわれる おそれがあること, さら に,本学の事務又は事業の 適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあることから,法 5条3号(審議・検討等情 報)及び同条4号柱書き (事務又は事業に関する情 報)に該当し、不開示と決 定した(おおむね理由説明 書記載のとおり。)。
- イ 当該部分は,第三者委員 会による本件公募の選考過 程における疑義の解明のた めに実施したヒアリング調 査に関連して, ヒアリング 調査の対象者の範囲及び調 査場所並びに調査に至った 理由が個別具体的に記載さ

れており、第三者委員会が 行う疑惑解明のための調査 の手法や着眼点が明らかと なる。

(9)調査に当たった弁護士の氏名(2号イ)

本件対象文書1の文書4 9は、敷地内薬局の公募に 関する調査報告書と題する 文書であって、当該報告書 の表紙において敷地内薬局 の公募に係る第三者委員会 の委員として記載された3 人の弁護士の氏名を不開示 とした。

第三者委員会は,本件公募 及び本件審査手続における 不正行為の有無について, 事実関係を調査することを 目的として設置された。

ウ 標記の不開示部分を開示 した場合, 第三者委員とし て委嘱した弁護士の氏名を 公にすることになり、調査 結果に対する直接の問合せ 等や当該弁護士に対する不 当な批判, 圧力等が生じる 可能性があり、その結果、 問合せ等に対応するため, 当該委員の有する他の業務 に支障が生じることや,個 人に対する批判等をおそ れ, 第三者委員会の委員の 就任を承諾できなくなる 等, 当該弁護士の権利, 競 争上の地位その他正当な利 益を害するおそれがある。

(10)第 三者委員 会におい て行った 調査に関 する調査 理由,調 查方法, 聴取対象 者,調查 結 果 等 (3号及 書き)

本件対象文書1の文書4 9は,「敷地内薬局の公募 に関する調査報告書」と題 する文書であって, 目次に 記載された「第1 本調査 の概要」,「第2 本調査 結果の前提」及び「第3 調査結果-本委員会が認定 した事実等」の各大見出し の下に記載された小見出し 及び頁数の全て,また,本 文の記載内容部分のうち, び4号柱 大見出し及び頁番号を除く 部分を開示とした。

ア 第三者委員会において行 った調査に関する調査理 由,調查方法,聴取対象 者,調査結果等が記載され ており、現在なお、運営事 業者決定の過程であるこ と, また, 公にすることに より、 意思決定の中立性が 不当に損なわれるおそれが あること, さらに, 本学の 事務又は事業の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがあ ることから、法5条3号 (審議・検討等情報)及び 同条4号柱書き(事務又は

- 事業に関する情報)に該当 し、不開示と決定した(お おむね理由説明書記載のと おり。)。
- イ 当該文書は、本件公募に 対する不正疑惑に対募事に対募事事の が道各をするない。 を有さないの。 がある。 を有さないのの。 がある。 を有いのののである。 を付いるののである。
- エ 標記の不開示部分を開示 した場合,内容によるの事実確認を拒むことを,事まちゅさを 直に回答することも予想に回答することも予想 も、上記弁護士はの職の を を しての解明のため

上記の事情聴取を行う立場 にあるため、上記のように 事実関係の聴取や事実の率 直な回答が阻害されるよう なことになれば,本件公募 に係る北海道大学の事務又 は事業の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれがある。 ア 第三者委員会による調査 (11)第 本件対象文書1の文書5 0は、「関係者供述等一 三者委員 においてヒアリングを受け 会による 覧」(敷地内薬局の公募に た関係者名及び供述内容が 調査にお 関する調査報告書別紙)と 記載されており, 現在な いてヒア 題する文書であり、ヒアリ お,運営事業者決定の過程 リングを であること,また,公にす ング調査を受けた複数の者 受けた関 ることにより, 意思決定の の氏名及び職名並びに詳細 係者名及 |な供述内容を不開示とし 中立性が不当に損なわれる び供述内 おそれがあること, さら た。 容 に,本学の事務又は事業の (3号及び 適正な遂行に支障を及ぼす 4 号柱書 おそれがあることから,法 き) 5条3号(審議・検討等情 報)及び同条4号柱書き (事務又は事業に関する情 報)に該当し、不開示と決 定した(おおむね理由説明 書記載のとおり。)。 イ 当該不開示部分は,関係 者からの事情聴取を行った 内容が記載されており,不 開示部分を開示した場合, 事情聴取に協力した関係者 との信頼関係が損なわれる おそれがあり、調査協力者 が事実確認の聴取を拒むこ とや, 事実を率直に回答す ることにちゅうちょするこ

とも予想される。また、開

示することによって、関係 者からの協力を得ることが 困難となり, ひいては今後 の類似事案における調査に 係る事務の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがある。 (12)第 本件対象文書1の文書5 ア 第三者委員会による調査 三者委員 1において、資料及び作成 において調査対象となった 会におけ 者(事業者)の名称並びに 資料の名称が記載されてお 調査対象とした複数の個人 り,公にすることにより調 る調査に おいて調 の氏名を不開示とした。 査目的や内容が明らかとな り, 現在なお, 運営事業者 査対象と なった資 決定の過程であること,ま た, 意思決定の中立性が不 料の名称 (3号及び 当に損なわれるおそれがあ 4号柱書 ること, さらに, 北海道大 き) 学の事務又は事業の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれ があることから、法5条3 号(審議・検討等情報)及 び同条4号柱書き(事務又 は事業に関する情報)に該 当し,不開示と決定した (おおむね理由説明書記載 のとおり。)。 イ 文書51は,敷地内薬局 の公募に係る第三者委員会 による「敷地内薬局の公募 に関する調査報告書」にお いて調査対象となった資料 の目次として作成されたも のであり, 本編部分は文書 53ないし文書61及び不 開示決定における文書7な いし文書30である。 ウ 標記の不開示部分を開示 した場合, 第三者調員会が

		行う調査の手法又は着眼点
		が明らかとなり、正確な事
		実の把握を困難にするおそ
		れ又は違法若しくは不当な
		行為を容易にし、若しくは
		その発見を困難にするおそ
		れがある。このような事態
		は,ひいては本件公募に係
		る北海道大学の事務又は事
		業の適正な遂行に支障を及
		ぼすおそれがある。
(13)公	本件対象文書1の文書5	公募参加者名が記載されて
募参加者	2において、公募参加者住	おり,公にすることにより,
の住所及	所氏名の一部及び資格認定	当該企業名及び当該企業の合
び氏名並	番号及び等級並びに欄外に	否が明らかとなり、当該企業
びに欄外	手書き記載部分を不開示と	の権利,競争上の地位その他
の備考	した。	正当な利益を害するおそれが
(2号イ)		あり法5条2号イ(法人等情
		報)に該当し、不開示と決定
		した(おおむね理由説明書に
		記載のとおり。)。
(14) 応	本件対象文書1の文書5	ア 一般に公にされていない
募者のメ	3ないし文書55のメール	メールアドレスであるた
ールアド	文書において, 応募事業者	め,公にすることにより,
レス	の担当者の個人用メールア	いたずらや偽計等に使用さ
(2号イ)	ドレスを不開示とした。	れ, 法人及び企業の権利,
		競争上の地位その他正当な
		利益を害するおそれがある
		ことから、法5条2号イ
		(法人等情報) に該当し,
		不開示と決定した(おおむ
		ね理由説明書に記載のとお
		り。)。
		イ 本件開示請求に際し、応
		募者のメールアドレスが当
		該法人の公式ウェブサイト
	1	又は広報資料等において公

表されているか確認したと ころ, そのような事実は確 認できなかった。

ウ 標記当該メールアドレス を公にした場合, いたずら や偽計等のほか, 外部から 当該担当者への問合せが頻 発するおそれがあり、当該 担当者がその対応に追わ れ,本来業務の能率的な遂 行に支障を及ぼし, あるい は本件公募に係る事務が不 当に阻害されるおそれがあ る。

(15)出 席者,議 案及び会 議資料 (3号及び

き)

本件対象文書1の文書56 及び文書57は,「「保険 調剤薬局開設・運営のため の敷地貸付」二次審査打合 せ」と題する文書であり、 4 号柱書 1 枚目における二次審査打 合せの出席者の氏名及び職 名並びに議案の記載内容部 分が,2枚目以降における 打合せ資料の全てを不開示 とした。

- ア 審査手法,審査及び審議 経緯に係る情報であり、現 在なお,運営事業者決定の 過程であること, また, 公 にすることにより, 応募者 間に不当な争いや, 競合他 社による妨害・介入など, 本学の事務又は事業の適正 な遂行に支障を及ぼすおそ れがあることから、法5条 3号(審議・検討等情報) 及び同条4号柱書き(事務 又は事業に関する情報)に 該当し,不開示と決定した (おおむね理由説明書に記 載のとおり。)。
- イ 審査請求の時点では、保 険調剤薬局開設・運営のた めの敷地貸付に係る運営事 業候補者が2者選択された ところであり、今後、運営 事業者を決定する予定であ る。このような状況で標記

の不開示情報を公にした場 合,審査及び評価の過程が 明らかとなり,本件公募に 係る審査手法や着眼点,判 断基準等を推測することが 可能となり, 当該事業者に おいて種々の対策を講じる ことが可能となる等,本学 の本件公募に係る事務又は 事業の適正な遂行に支障が 生じるおそれがある。

(16)第 三者委員 会による 調査にお ける回 答,調查 内容及び 調査対象 者の職名 及び氏名 び 4 号柱 した。 書き)

本件対象文書1の文書5 8ないし文書61は、第三 者委員会による調査対象者 に宛てた事後の確認依頼文 書及びその回答であって, 当該確認依頼の内容,調査 理由,調査対象者による回 答内容, 当該依頼の宛先の |氏名,メールアドレス,メ ールの件名及び添付ファイ (3号及 ルの名称の一部を不開示と

- ア 第三者委員会による調査 理由,調查方法,聴取対象 者の氏名, 聴取対象者から 提出された回答内容が記載 されており、現在なお、運 営事業者決定の過程である こと, また, 公にすること により、意思決定の中立性 が不当に損なわれるおそれ があること, さらに, 本学 の事務又は事業の適正な遂 行に支障を及ぼすおそれが あることから, 法5条3号 (審議・検討等情報)及び 同条4号柱書き(事務又は 事業に関する情報)に該当 し,不開示と決定した(お おむね理由説明書に記載の とおり。)。
- イ 当該部分は,第三者委員 会による本件公募の選考過 程における疑義の解明のた めに実施したヒアリング調 査に関連して,確認依頼の 理由及び確認内容並びに回 答内容,確認依頼を行った

相手方の氏名,職名及び連 絡先等であって, 第三者委 員会が行う疑惑解明のため の調査の手法や着眼点等が 明らかとなる。

ウ 標記の不開示部分を開示 した場合,事後確認の相手 方とされた者から協力が得 られにくくなる等,正確な 事実の把握を困難にするお それ又は違法若しくは不当 な行為を容易にし、若しく はその発見を困難にするお それがある。このような事 態は, ひいては本件公募に 係る本学の事務又は事業の 適正な遂行に支障を及ぼす おそれがある。

(17) ヒ アリング 対象者の 職名及び 氏名, ヒ アリング 場所及び グ内容 書き)

本件対象文書1の文書6 2は、第三者委員会による ヒアリング調査の対象者を 実施順に整理した書面を先 頭に,以降,ヒアリング対 象者ごとに作成したヒアリ ングメモから構成されてお ヒアリン り,ヒアリング対象者の職 名及び氏名,調査の実施場 (3号及)所,出席者及び供述内容を び 4 号柱 不開示とした。

ア 第三者委員会による調査 においてヒアリングを受け た関係者名,ヒアリング場 所及び供述内容が記載され ており、現在なお、運営事 業者決定の過程であるこ と, また, 公にすることに より, 意思決定の中立性が 不当に損なわれるおそれが あること, さらに, 本学の 事務又は事業の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがあ ることから、法5条3号 (審議・検討等情報)及び 同条4号柱書き(事務又は 事業に関する情報)に該当 し,不開示と決定した(お おむね理由説明書に記載の とおり。)。

イ 当該文書は,第三者委員 会による本件公募の選考過 程における疑義の解明のた めに実施したヒアリング調 査に関連して作成した文書 であって,これらを開示し た場合, 第三者委員会が行 う疑惑解明のための調査の 手法や着眼点,並びに事後 確認が必要な理由や誰を対 象とすべきと考えていたの か等が明らかとなる。 ウ 標記の不開示部分を開示 すると, 第三者委員会が行 う調査の手法又は着眼点が 明らかとなる。また、事後 確認の相手方とされた者か ら協力が得られにくくなる ほか、調査対象者から今後 の協力が得られなくなった り、発言をちゅうちょする 等して、調査の遂行に支障 を及ぼすおそれがある。こ のような事態は、同委員会 による正確な事実の把握を 困難にするおそれ又は違法 若しくは不当な行為を容易 にし、若しくはその発見を 困難にするおそれがあり, ひいては本件公募に係る本 学の事務又は事業の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれ がある。 (18)調 本件対象文書1の文書6 ア 事業候補者の選定に係る 3は,「敷地内薬局事業者 杳 実 施 審査手続きや選定プロセス 者,調査 の公募,選定に関する調査 の妥当性等について行った 対象者, について」と題する,内部 調査内容が記載されてお

る内容、 調査内 容,審查 の経緯 4 号柱書 き)

調 査 対 象 | 調査の結果を報告した会議 者に関す 資料であり、調査体制、調 査方法及び調査結果並びに |時系列の調査実施状況とし て記載された部分の一部を 不開示とし、同文書64 (3号及び は, 「敷地内薬局の公募・ 選定について」と題する, 本件公募の検討から内部調 査に至るまでの一連の経緯 を報告した会議資料であ り, 二次審査員の人数, 打 合せの参加者, 第三者委員 会の調査報告への対応の一 部及び内部調査の対象等を 不開示とした。

- り、記載内容のうち調査実 施者,調查対象者,調查対 象者に関する内容,調査内 容,審査の経緯に係る部分 は,現在なお,運営事業者 決定の過程であること, ま た,公にすることにより, 意思決定の中立性が不当に 損なわれるおそれがあるこ と, さらに, 本学の事務又 は事業の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれがあること から、法5条3号(審議・ 検討等情報)及び同条4号 柱書き(事務又は事業に関 する情報)に該当し、不開 示と決定した(おおむね理 由説明書に記載のとお n)
- イ 当該文書は、公募の検討 から内部調査に至るまでの 一連の経緯を整理した会議 資料であって,これらを開 示した場合,本学における 疑惑解明のための調査の手 法や着眼点,並びにどのよ うな経緯を経て不正疑惑に 対応してきたのか等が明ら かとなる。
- ウ 標記の不開示部分を開示 した場合,上記(ア)掲記 の不正疑惑解明のための調 査手法,着眼点及び一連の 経緯が明らかとなって,調 査対象者が種々の対策を講 じるなどして, 今後の類似 の調査において,正確な事

実の把握を困難にするおそ れ又は違法若しくは不当な 行為を容易にし、若しくは その発見を困難にするおそ れがある。このような事態 は、ひいては本件公募に係 る北海道大学の事務又は事 業の適正な遂行に支障を及 ぼすおそれがある。

(19)審 査員への 委嘱に関 文書 (3号及び 4 号柱書 き)

本件対象文書2の文書1 及び文書4は、本件公募に 係る運営事業者選定のた する依頼 め、本学が設置した審査委 員会の委員委嘱に関する依 頼文書であり、宛先の氏名 及び職名,一次審査及び二 次審査の審査方法,審査手 順等を記載した内容であ る。

- ア 審査委員への委嘱に関す る依頼文書であり, これは 審査員の人数に係る情報で あるため、現在なお、運営 事業者決定の過程であるこ と, また, 公にすることに より, 応募者間に不当な争 いや, 競合他社による妨 害・介入など,本学の事務 又は事業の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがあるこ とから、法5条3号(審 議・検討等情報)及び同条 4号柱書き(事務又は事業 に関する情報)に該当し、 不開示と決定した(おおむ ね理由説明書に記載のとお **9**。)。
- イ 審査委員は,本件公募の 応募者から提出された書類 の審査及び評価を行う等, 運営事業者候補者の選定手 続に参画するものである。 現在,本件公募事業は継続 中であり,かつ,本件公募 に関して新聞や雑誌により 不正疑惑が報道されていた 状況を踏まえると,審査委

員の氏名を公にした場合, 外部から,手続への不当な 介入や圧力を受けるおそれ があること,また,委嘱依 頼文書の枚数は審査委員の 人数に係る情報であって, 本件公募に係る審査手法や 着眼点,判断基準等を推測 することが可能となり、当 該事業者において種々の対 策を講じることが可能とな る等,本件公募に係る適正 な事務の遂行に支障を及ぼ すおそれがある。 ア ①審査基準により採点し

(20)審 査基準に より採点 表

(2号イ, 4 号柱書 き)

本件対象文書2の文書3 及び文書6は、各審査委員 が個別に作成した, 一次審 した採点 | 査及び二次審査における応 募事業者に対する評価項目 別の採点結果が整理された 3 号及び 資料である。

た採点表であり,これは各 応募者について, 評価項目 ごとに得点が記載されてい るため、公にすることによ り、当該応募者の業務運営 全体に対する評価が明らか となり、当該応募者の権 利,競争上の地位その他正 当な利益を害するおそれが あることから、法5条2号 イ(法人等情報)に該当す る。②また、現在なお、運 営事業者決定の過程である ことから,審査手法及び途 中経過の情報を公にするこ とにより, 応募者間に不当 な争いや, 競合他社による 妨害・介入など,本学の事 務又は事業の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがある ことから、法5条3号(審 議・検討等情報)及び同条

- 4号柱書き(事務又は事業 に関する情報)に該当し、 不開示と決定した(おおむ ね理由説明書記載のとお り。)。
- ウ また、評価項目及び評価 の視点に沿った各得点の状 況は,本件公募に応募した 企業の営業戦略や業務内容 の推測につながる機微な情 報であり,通常競合他社に 知られたくない秘匿すべき 情報であることから,公に された場合, 当該企業の権 利,利益,競争上の地位そ の他正当な利益を害するお それがある。さらに、採点 表の枚数は審査委員の人数 に係る情報であって,本件 公募に係る審査手法や着眼 点,判断基準等を推測する ことが可能となり, 当該事 業者において種々の対策を

講じることが可能となる 等,本件公募に係る適正な 事務の遂行に支障を及ぼす おそれがある。 (21) 応 応募者の経営理念, 財務基 本件対象文書2の文書2 募者から は、企業概要、財務諸表、 盤, 社会性, ガバナンス, 保 提出のあ 商業登記簿謄本,各種証明 険調剤薬局運営計画等につい て記載された応募書類であ った審査 書及び許可証等から構成さ のための れた一次審査に係る応募書 り、これは当該企業の詳細な 類,文書5は、評価項目ご 業務内容等に係る機微な情報 応募書類 であるとともに, 当該応募者 (2号イ) との提案内容及び説明資料 等から構成された二次審査 の営業戦略やノウハウ等であ に係る企画提案書,文書7 ることから,通常競合他社に ないし文書16は,経営理 知られたくない秘匿すべき情 念等, 財務基盤, 社会性, 報であって、公にすることに ガバナンス,環境配慮及び より, 当該応募者の権利, 競 雇用等の項目別の説明資料 争上の地位その他正当な利益 から構成された審査書類で を害するおそれがあることか ある。 ら, 法5条2号イ(法人等情 報)に該当し,不開示と決定 した(おおむね理由説明書記 載のとおり。)。 (22) ヒ 本件対象文書2の文書1 ア ヒアリングを受けた者か アリング 7は、本件公募に係る運営 ら提供された資料で,個人 を受けた 事業候補者の選定過程にお に関する情報が含まれてい ること, また, 公開しない 者から提 いて疑義が生じたことを受 け, 第三者委員会のヒアリ ことを前提に提供されたも 供された のであり, 当該資料を公開 資料 ング調査を受けた者が作成 (1号本文 した資料であり、特定個人 することにより、率直な意 前段及び一及びその関係者の情報が、 見の表明を控える等,事実 4 号柱書 ┃ 具体的かつ詳細に記載され 確認への協力を得ることが き) ているものである。 困難になり,本学の事務又 は事業の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれがあること から、法5条1号本文前段

(個人情報)及び法5条4 号柱書き(事務又は事業に

関する情報)に該当し、不 開示と決定した(おおむね 理由説明書記載のとお り。)。

イ 文書17は,左欄2掲記 の者から提出された文書で あり,特定の個人に関する 情報が具体的かつ詳細に記 載されており、また、当該 個人と関係のある者の氏名 についても記載されてい る。当該文書は、公にしな いことを前提に提供された 非公開の情報であり,これ を開示すると,調査対象者 との信頼関係を損ない,今 後,事実確認への協力を得 ることが困難になり、本件 公募に対する不正疑惑に対 する事実確認に関する事務 の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがある

(23) と アリング を受けた 個人に関 する情報 文前段, 3 号及び 4 号柱書 き)

本件対象文書2の文書1 8, 文書26及び文書28 は, 第三者委員会により, ヒアリング対象者の個人に 関する情報 (電子データ) (1号本 を出力したものである。

ア ヒアリングを受けた者の 個人に関する情報であり, また,資料の概要を明らか にすると,調査内容が明ら かになり、現在なお、運営 事業者決定の過程であるこ と, また, 公にすることに より、意思決定の中立性が 不当に損なわれるおそれが あること, さらに, 本学の 事務又は事業の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがあ ることから、法5条1号本 文前段(個人情報),同条 3号(審議・検討等情報)

及び同条4号柱書き(事務 又は事業に関する情報)に 該当し,不開示と決定した (おおむね理由説明書記載 のとおり。)。

イ 当該不開示部分は,第三 者委員会のヒアリング調査 への協力要請に応えた者が 誰であるのか、また、どの 程度の時間,何を供述した のかがうかがえる内容であ る。これを開示した場合, 本件公募に係る運営事業者 候補者の選考過程に興味の ある者, あるいは同委員会 が認定した不正の有無に関 する結論に異議のある者等 により,直接問合せが行わ れたり、供述内容について 抗議する等, 当該協力者個 人の権利及び利益を害する おそれがあり、当該協力者 からの協力が得られなくな り, 第三者委員会の事実確 認に係る事務の適正な遂行 に支障が生じるおそれがあ

(24)敷 地内院外 薬局の誘 致を検討 におい て, 誘致 整 理 し た |

本件対象文書2の文書1 9, 文書20及び文書22 の記載内容は, 院外薬局誘 致までの経緯、候補地案, する過程 | 貸付条件, 関係事業者の意 向及び今後の方向性や課題 等を要約・整理したもので の方向性 あり、文書21、文書23 や課題を ないし文書25は、学内関 係者により,誘致の方向性

ア 敷地内院外薬局の誘致を 検討する過程において,誘 致の方向性や課題を整理し た学内関係者への説明資料 及び被説明者の発言を記録 した資料であり、現在な お,運営事業者決定の過程 であること,また,公にす ることにより, 応募者間に 不当な争いや, 競合他社に 学内関係 明資料等 (3号及 び 4 号柱 書き)

や課題について言及した内 者への説 | 容等が具体的に記載された ものである。

よる妨害・介入など、本学 の事務又は事業の適正な遂 行に支障を及ぼすおそれが あることから、法5条3号 (審議・検討等情報)及び 同条4号柱書き(事務又は 事業に関する情報)に該当 し,不開示と決定した(お おむね理由説明書記載のと おり。)。

イ 当該不開示情報は,本学 における本件公募の誘致の 方向性や課題といった機微 な情報であって, 現在, な お敷地内院外調剤薬局の運 営事業者候補者の選定過程 にあることを踏まえれば, これらを開示した場合, 応 募者間における不当な争い が生じたり, 応募者が種々 の対策を講じたりする等し て,公平・公正な審査が困 難となり,本件公募に係る 事務の適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがある。

(25) ヒ アリング を受けた 者又は学 内関係者 された資 料

き)

本件対象文書2の文書2 9は、第三者委員会による ヒアリング調査を受けた者 が, 依頼事項について報告 したメール文書であり、文 から提供 書30は、文書29で報告 した内容に関連したメール 文書及びその添付資料であ (4号柱書 つて、学内関係者から提供 されたものである。

ア ヒアリングを受けた者又 は学内関係者から提供され た資料で、公開しないこと を前提に提供されたもので あり, 当該資料を公開する ことにより、率直な意見の 表明を控える等, 事実確認 への協力を得ることが困難 になり, 本学の事務又は事 業の適正な遂行に支障を及 ぼすおそれがあることか ら, 法5条4号柱書き(事

務又は事業に関する情報) に該当し, 不開示と決定し た(おおむね理由説明書記 載のとおり。)。 イ 文書29及び文書30

- は, 第三者委員会による調 査の過程において,調査対 象者に対し、選定プロセス 等に関する資料の提出を求 めたものである。これらの 文書を開示し、調査手法、 着眼点等が明らかとなれ ば、調査対象者が種々の対 策を講じる等, 今後の類似 の調査において,正確な事 実の把握を困難にするおそ れ又は違法若しくは不当な 行為を容易にし, 若しくは その発見を困難にするおそ れがある。
- ウ 当該文書は、公にしない ことを前提に提供された非 公開の情報であり、これを 開示すると,資料提供者と の信頼関係を損ない、今 後,事実確認への協力を得 ることが困難になり,本件 公募に対する不正疑惑に対 する事実確認に関する事務 の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがある。

(26)敷 地内薬局 について のヒアリ ング記録

本件対象文書2の文書3 1及び文書32は、本件公 募の事業候補者の選定に係 る審査手続きや選定プロセ スの妥当性等を検証するた (3号及び めに、内部調査に際して関

ア 事業候補者の選定に係る 審査手続きや選定プロセス の妥当性等について行った 調査において、ヒアリング 対象者に対するヒアリング 記録が記載されており、現 き)

4号柱書 | 係者からヒアリングを行っ た結果が詳細に記録されて いるものである。

在なお,運営事業者決定の 過程であること, また, 公 にすることにより, 意思決 定の中立性が不当に損なわ れるおそれがあること, さ らに,本学の事務又は事業 の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがあることから, 法5条3号(審議・検討等 情報)及び同条4号柱書き (事務又は事業に関する情 報)に該当し、不開示と決 定した(おおむね理由説明 書記載のとおり。)。

イ 当該部分は、関係者から の事情聴取を行った内容が 記載されており、公にした 場合,事情聴取に協力した 関係者との信頼関係が損な われ、調査協力者が事実確 認の聴取を拒むことや,事 実を率直に回答することに ちゅうちょすることも予想 される。また、 開示するこ とによって,関係者からの 協力を得ることが困難とな り, ひいては今後の類似事 案における調査に係る事務 の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがある。